

8B-1 no. 23
年少労働一般資料第21集

年少労働の現状

—1964—

労働省婦人少年局



ま え が き

昭和38年は、中学校卒業者の急増により就職者の数も76万に達し、これに加えて、景気調整の影響によって大企業の一部に求人手控えなどがみられましたが、中小企業における求人難は相変わらず深刻な様相を示しています。

このような求人難を背景として、年少労働者の賃金その他労働条件や労働環境は一段の改善を示しています。

以下、年少労働の現状を労働者及び関係諸官庁の各種資料に基づいて概説したので、年少労働者の保護と福祉の増進に関心を持たれる方々の御参考になれば幸甚に存じます。

昭和39年12月

労働省婦人少年局長

谷 野 せ つ

目 次

1 概 要	1
2 年少労働者数	2
3 年少労働者の雇用と離職	10
4 職業訓練と教育	29
5 年少労働者の福祉	38
6 最低年令未満の児童の労働	48

附属統計表

第1表 就業状態別15才以上人口の推移	2
“ 2 ” 職業別就業者数	3
“ 3 ” 産業別就業者数	4
“ 4 ” 業種別，規模別適用事業場数	6
“ 5 ” 都道府県別，規模別適用事業場数	8
“ 6 ” 業種別，規模別適用事業場年少労働者数	10
“ 7 ” 業種別労働基準法適用事業場年少労働者数の推移	12
“ 8 ” 卒業後の状況	13
“ 9 ” 中学校卒業者の産業部門別就職状況	13
“ 10 ” 都道府県別，中学校卒業者の卒業後の状況	14
“ 11 ” 中学校卒業者の就職状況（産業別）	16
“ 12 ” 中学校卒業者の就職状況（職業別）	17
“ 13 ” 中学校卒業者の産業，規模及び性別求人数並びに就職者数	18

第14表	中学卒業者の県外就職状況	20
" 15 "	性, 学校, 産業, 事業所規模別初任給賃金	26
" 16 "	性, 学校, 地域及び規模別初任給賃金	28
" 17 "	産業別死傷災害発生件数	30
" 18 "	全日制及び定時制高等学校課程別生徒数	31
" 19 "	高等学校通信教育在籍者数	31
" 20 "	都道府県別, 訓練形態別, 訓練実施事業所数, 訓練生数	32
" 21 "	産業別, 訓練実施事業所数, 訓練生数	34
" 22 "	地域及び業種別, 実施区分別一せい週休制実施状況	36
" 23 "	都道府県別, 閉店時刻別一せい閉店制実施状況	38
" 24 "	現在の仕事のやりがい	40
" 25 "	一番楽しみにしていること, 一番生きがいを感じる時	41
" 26 "	将来の生活についての希望, 目標	41
付 録	勤労青少年ホーム設置一覧	42

1 概 要

経済成長の進展に伴い、経済的、社会的諸条件は、かつてない変貌を遂げつつあり、年少労働者をめぐる諸環境も大きく変化している。

まず、昭和38年の年少労働の動きとして特徴的なことは

- (1) 中学卒業者数が戦後最大であったため、進学率の大幅上昇にもかかわらず就職者数も35年以降最も多かったこと。
- (2) 景気調整等の関係で、大企業が求人を幾分手びかえたにもかかわらず、従来から人手不足を訴えていた中小零細企業の求人の激増で、求人数は前年とほぼ同数に達し、求人難は依然深刻であったこと。
- (3) 求人数と求職者数が地域的に非常に不均衡であるため、年少労働者の大都市流入が依然として活発であったこと。
- (4) 求人難等の事情を反映して中小企業においても労働条件、福祉の改善が進んだこと。
- (5) 年少労働者の離転職率が依然として高いこと。

などがあげられる。

2 年少労働者数

(1) 就業している年少者

昭和38年における15才以上人口は6,938万人（前年6,755万人）で前年の2.8%増，そのうち労働力人口は4,652万人（同4,614万人）で前年の0.8%増となっている。

一方，労働力人口比率は第1表にみられるとおり年々減少している。

第1表 15才以上人口及び労働力人口の推移（年平均）

	15才以上人口	労働力人口	労働力人口比率
	万人	万人	%
昭和34年	5,925	4,194	70.8
35年	6,520	4,511	69.2
36年	6,603	4,562	69.1
37年	6,775	4,614	68.3
38年	6,938	4,652	67.1

資料出所 総理府「労働力調査報告」

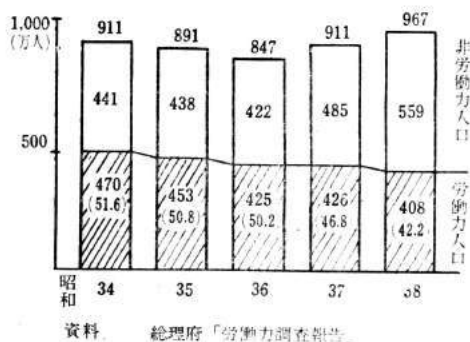
つぎに，15才以上19才以下の「年少労働力人口」について，その推移をみると，昭和38年の年少人口は967万人と37年の6.1%増であったが，そのうち労働人口は408万人と37年より4.3%の減少となっている。

このため，労働力比率は42.2%まで低下した。

労働力人口比率の急速な低下は，非労働力人口の大幅な増加とくに通学者が37年の440万人から515万人と17%近くも増加したことがその原因となっている。

また「年少労働力人口」の総労働力人口中にしめる割合をみると，35年10.0%，36年9.3%，37年9.2%，38年8.8%と年々低下し，年少労働力の

第1図 15～19才労働力人口及び
労働力人口比率の推移



しめる比重は漸次減少している。

つぎに「年少労働人口」の就業している産業分野をみると、第1次産業に就業しているもの15.7%、第2次産業45.3%、第3次産業39.0%となっており、第1次産業の顕著な減少と、第2次、第3次産業部門の増加が依然として続いている。年少労働人口の

就業構造の変化が著しいもう一つの面は、就業者の従業上の地位別構成の面で家族従業者の減少、雇用者の増加というかたちで現われている。

第2表 就業者の産業別構成比の推移

	15～19才就業者				15才以上全就業者			
	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和38	100.0	15.7	45.3	39.0	100.0	28.1	31.2	40.7
37	100.0	20.0	43.6	36.3	100.0	30.1	30.3	39.6
36	100.0	22.9	42.2	34.9	100.0	31.1	29.3	39.6
35	100.0	25.9	39.9	34.2	100.0	34.8	26.8	38.4
34	100.0	31.8	34.4	33.8	100.0	36.5	26.0	37.5

資料) 総理府「労働力調査」

注) 構成比は年平均の数値、但し15～19才就業者のうち昭和36年、35年、34年の分は毎年6月の数値

第3表 15～19才就業者の従業上の地位別構成

		総 数	自 営 業 主	家族従業者	雇 用 者
昭 和	25	100.0	2.0	48.3	49.7
	35	100.0	0.9	26.7	72.4
	36	100.0	1.7	23.7	75.1
	37	100.0	0.7	21.7	77.6
	38	100.0	0.7	21.1	78.2

注) 昭和25年は14～19才

資料出所 総理府「労働力調査」

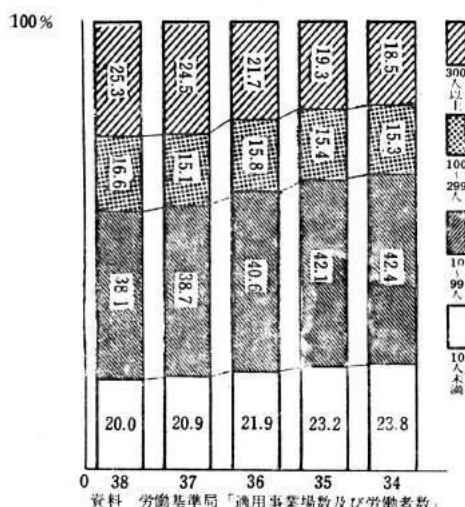
すなわち、15～19才就業者の従業上の地位別構成の推移をみると昭和25年当時には、雇用者は就業者の半数に達せず、家族従業者とはほぼ拮抗していたが、戦後の復興が進み、さらには経済規模の拡大に伴って、就業者中に占める雇用者の割合は逐年増加し、昭和38年には就業者の78.2%に達している。

(2) 雇用されて働く年少者

労働基準法適用事業場は38年4月現在186万9千で前年より14万5千の増加となっている。ここに雇用される労働者は2,315万人、このうち年少労働者(18才未満)は143万人で年少労働力人口に減少傾向がみられるにもかかわらず雇用者の増加によって前年より8万人の増加となっている。しかし、総労働者のなかにしめる割合は、6.2%で前年の6.5%を僅かながら下まわっている。

年少労働者の規模別就業状況をみると、300人未満の中小規模に働く年少労働者は全体の74.7%、300人以上の規模に働く年少者は25.3%で、中小規模に働く年少者の割合は34年81.5%、35年80.7%、36年78.3%、37年75.5%と年々減少している。

第2図 年少労働者の規模別構成比の推移



また、企業規模別に労働者の年齢構成の推移を製造業男子に例をとってみると、1,000人以上の規模においては18才未満および18～20才未満のいわゆる若年層のしめる割合の増大がみられる。一方、1～4人の規模においては若年層の減少が目立っており18才未満の年齢者のしめる割合は4.3%で33年の約3分の1になり、小規模製造業における労働力の高令化の傾向がうかがわれる。

つぎに年少労働者の就業状況を産業別にみると、工業に働く年少者は98万2千人で、全体の68.4%を占め、ついで商業の29万6千人（同20.3%）となり、工業と商業の2産業で全体の9割をしめている。また、規模別に産業別就業状況をみると、10人未満の小企業において就業している年少者の約半数は商業に働いているのに対し、規模が大きくなるに従って商業に働く年少者のしめる比率は減少し、100人以上の企業においては僅か2.8%をしめているに過ぎない。これに対して工業では商業の場合と逆に規模が大きくなるに従ってその割合は大きくなり、100人以上の企業に働く年少者の9割以上は工業的業種に就業している。

年少労働者の今後の供給見込

年少労働人口の今後の動向をみると、中学卒業者は、昭和38年をピークとして、年々減少していく傾向がある。すなわち、39年卒業者を100とし

第4表 規模別年令別労働者構成の推移

(製造業男子)

(年令計=100%)

	～18才	18～20才	20～30才	30～40才	40～50才	50才～
企業規模 1,000人以上						
33年	3.0	4.7	35.9	29.5	20.9	6.0
34年	3.1	4.7	34.6	29.8	21.4	6.4
35年	3.6	7.5	35.0	27.9	19.5	6.6
36年	4.4	9.1	35.7	26.3	18.1	6.4
37年	4.4	8.1	38.5	25.5	17.0	6.4
企業規模 1～4人						
33年	12.5	13.5	42.7	14.8	8.7	7.4
34年	11.5	13.5	42.6	15.6	8.2	8.4
35年	10.3	13.1	42.9	16.0	9.0	8.8
36年	5.8	12.0	44.0	18.6	10.1	9.6
37年	4.3	9.4	45.9	20.2	10.0	10.3

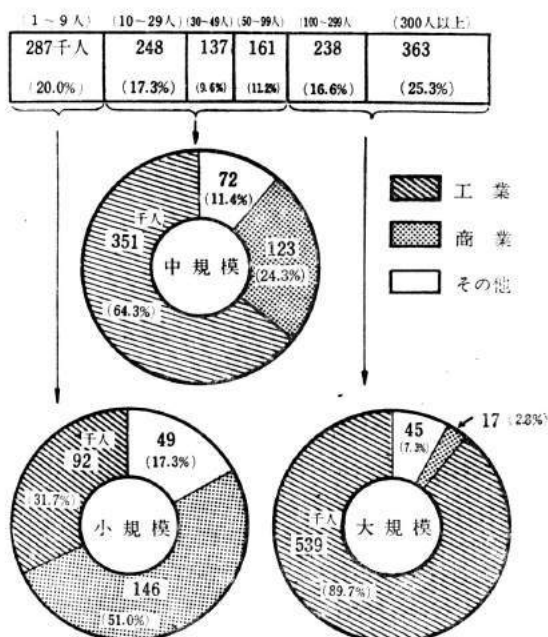
資料出所 労働省 「毎月勤労統計労災特別調査結果報告」及び「賃金実態総合調査」

た指数をみると、40年97、41年88、42年80、43年76と5年間に約4分の3に減少する。

一方、進学率は38年63.9%、39年66.2%と毎年2ポイント前後の増加が予想されている。

このため、中学校卒業者のうち進学者を除いた新規労働可能人口は、39年86万6千人、40年82万、41年70万2千、42年58万8千、43年51万7千と急速に減少するが、他方、高校卒業者のうち新規労働可能人口は、39年52万5千人に過ぎなかったものが、41年以降は110万以上と約2倍以上にな

第3図 適用事業場規模別産業別年少労働者数（昭和38年4月現在）



第5表 中学校卒業予定者

区 分	39 年	40 年	41 年	42 年	43 年
中学校卒業者 万人	(100) 243	(97) 236	(88) 213	(80) 194	(76) 184

資料出所 文部省推計

り、新規労働力の供給源として中学卒業者の保有していた地位は、高校卒業業者にとって代られることになる。

年少労働者の生活

年少労働者の生活を大別すると、自宅からの通勤、下宿、勤務先の寄宿寮、住込みなどになる。

婦人少年局の行なった「年少労働者就労状況調査」により規模30人以上

第6表 新規労働可能人口（千人）

		39	40	41	42	43
合 計	中学校卒業者	866	820	702	588	517
	高等学校卒業者	525	808	1,119	1,127	1,116
男	中学校卒業者	432	414	355	299	264
	高等学校卒業者	226	362	518	516	517
女	中学校卒業者	434	406	347	289	253
	高等学校卒業者	299	446	601	611	599

資料出所 「中期経済計画」

(注) (1) 「学校基本調査」ベースによる

(2) 新規労働可能人口の推計は下記による

(i) 中学校卒業者……中学校卒業見込生徒数——全日制高等学校進学見込者数

(ii) 高等学校卒業者……全日制高等学校卒業見込生徒数——昼間大学短期大学進学見込者数

の事業場についてみると、「自宅、親類の家に居住しているもの」47.7%、「勤務先の寄宿寮に居住しているもの」40.2%、「住込み」5.0%、「下宿、間借」0.9%となっている。

◎ 住込労働者

住込労働は、中小企業における特徴的な就労形態として、従来より広くみられたものである。労働者が住込むという現象は中小企業、なかんずく小零細企業で目立っており、経営が近代的な大企業にはほとんどみあたらない。小零細企業では資本力も弱いので、労働者の宿泊のための特別の施設を保有することができないのが一般となっている。

住込労働者の多い1～4人の規模について年少者の多数就労している製造業、卸小売業、サービス業の住込の状況をみると、18才未満の者の住込

第7表 産業別にみた年齢階級別の住込労働者の割合

(通勤住込計=100)

産 業		～17才	18～ 19才	20～ 24才	25～ 29才	30～ 34才	35～ 39才	40～ 49才	50才～
男	製 造 業	64.3	56.9	45.4	25.5	13.4	8.5	9.4	8.0
	卸売業・小売業	56.6	61.3	57.8	40.4	21.2	26.1	11.8	21.9
	サ ー ビ ス 業	72.7	71.7	60.9	39.7	22.6	16.7	20.4	23.5
女	製 造 業	53.6	51.0	32.0	20.3	11.5	7.5	9.5	9.7
	卸売業・小売業	53.6	42.2	45.0	49.0	38.5	38.8	43.8	52.4
	サ ー ビ ス 業	85.2	75.2	63.2	49.5	46.0	47.4	51.7	47.8

資料出所 労働省 昭和37年「毎月勤労統計労災特別調査結果報告書」

率では製造業が男子64.3%，女子53.6%，卸小売業男子56.6%，女子53.6%，サービス業男子72.7%，女子85.2%と男女ともサービス業の住込率が最も高くなっている。

◎ 寄 宿 労 働 者

適用事業場で働く年少者のうち第一種事業附属寄宿舎に寄宿している者は38年1月現在25万8千人を数え、これは年少労働者の18%に当たっている。

寄宿年少労働者の最も多い業種は工業で23万8千人で寄宿年少労働者の92%を占め、なかでも繊維工業だけで15万6千人と全体の6割以上に達している。

工業に次いで寄宿年少労働者の多い業種は保健、衛生の約6,400人、商業約6,000人、交通約4,200人となっている。

3 年少労働者の雇用と離職

(1) 中学校卒業後の進路

◎ 高校進学率は63.9%

昭和38年3月中学卒業者は戦後のベビー・ブームのピークに当り、卒業者は250万人に達し、37年より54万人、36年に比べれば109万人の増加となっている。

一方、進学者は37年を40万人上廻る159万人に達し、進学率も63.9%と

第8表 卒業後の状況

区	分	卒業者	進学者	就職者	就職 進学者	無業者	その他	
中学校	実数	昭和34年3月	1,974,872	1,035,055	727,183	58,668	135,011	18,955
		昭和35年3月	1,770,483	971,951	633,224	50,473	101,673	13,162
		昭和36年3月	1,401,646	830,917	458,863	42,001	61,323	8,542
		昭和37年3月	1,947,657	1,191,414	596,500	55,900	91,354	12,489
		昭和38年3月	2,491,231	1,592,533	691,973	71,871	105,248	29,606
	男	1,271,978	821,736	348,059	48,435	40,305	13,443	
		女	1,219,253	770,797	343,914	23,436	64,943	16,163
	比率	昭和34年3月	100.0	52.4	36.8	3.0	6.8	1.0
		昭和35年3月	100.0	54.9	35.8	2.9	5.7	0.7
		昭和36年3月	100.0	59.3	32.7	3.0	4.4	0.6
		昭和37年3月	100.0	61.2	30.6	2.9	4.7	0.6
		昭和38年3月	100.0	63.9	27.8	2.9	4.2	1.2
	率	男	100.0	64.6	27.4	3.8	3.2	1.0
		女	100.0	63.2	28.2	1.9	5.3	1.4

資料出所 「文部省学校基本調査」

37年を大幅に上廻った。このうち高等専門学校へ進学したものは5千人で、そのほかの大部分のものは全日制高等学校への進学者となっている。

就職者の割合は、進学率の上昇にともない、年々減少しており、38年は37年より2.8%減の30.7%となった。しかし、実人数についていえば就職者総数（就職進学者を含む）は76万4千人で、前年より11万1千人多くなっている。

◎ 就職者の6割は製造業へ就職

就職者については就職先を産業別にみると、製造業が最も多く全体の60.5%を占め、次いでサービス業10.6%、卸売業・小売業9.2%、農業8.4%、建設業3.1%の順となっている。

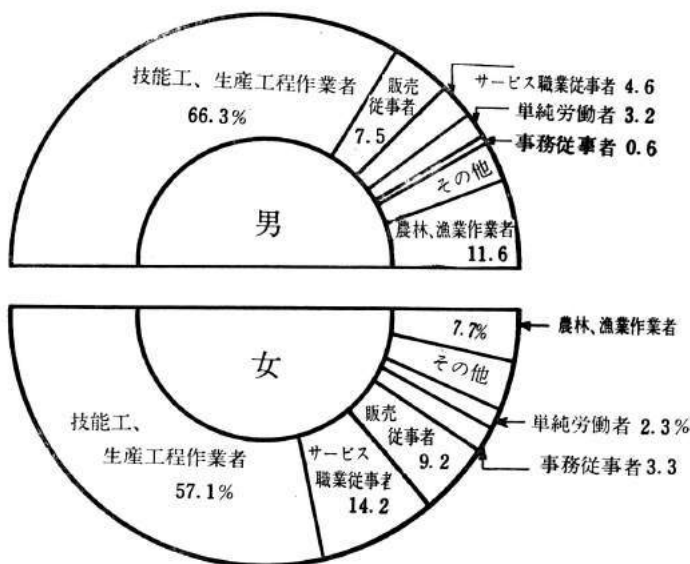
第9表 中学卒業者の産業別就職者数の割合（%）

就職先の産業別	33年	34年	35年	36年	37年	38年
製造業	47.1	50.4	59.6	65.5	64.5	60.5
サービス業	10.9	11.4	9.5	8.8	9.0	10.6
卸売業、小売業	13.4	13.0	9.8	8.3	7.9	9.2
農業	20.1	15.2	12.4	8.7	8.4	8.4
建設業	2.0	1.9	1.8	1.8	2.2	3.1

資料出所 文部省「学校基本調査」

つぎに、就職者の職業別では、技能工、生産工程作業者が最も多く61.9%（男63.7%、女57.1%）、ついでサービス職業従事者9.2%（男4.6%、女14.2%）、農林業作業者8.6%（男10.0%、女7.3%）、販売従事者8.3%（男7.5%、女9.2%）がおもな職業となっている。

第4図 中学卒業者の職業別就職状況 38年3月卒



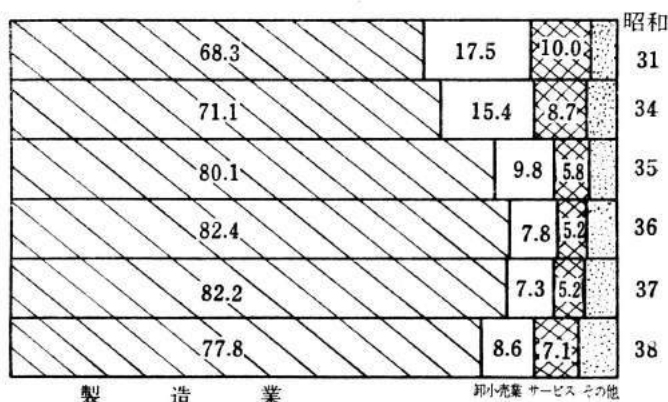
資料出所 文部省「学校基本調査」

(2) 職業紹介状況

昭和38年3月中学校卒業者の求職申込件数は53万2千で、昭和37年にくらべて11%の増加、これに対する求人数は、前年来の景気調整の影響を受けて、過去数年の急激な上昇が止まり、139万6千と昭和37年とほぼ同数であった。このため求職者1人に対する求人数（求人倍率）は2.6と36年の2.7倍、37年2.9倍より若干緩和された。求職者の増加にともない就職者も増加し、45万9千と37年より11%増となり、求人に対する充足率も前年の30%から33%へと上昇している。

求人倍率を地域別にみると、東京、愛知、大阪は8～9倍と高く、これに対して東北、九州は一般に低く、なかでも鹿児島0.2、長崎、熊本、宮崎各0.3と地域間の開きは非常に大きくなっている。

第5図 中卒者の産業別就職者構成の推移



資料出所 労働省「職業安定業務月報」

紹介による就職者の産業別構成をみると製造業に77.8%，卸売業・小売業8.6%，サービス業7.1%，その他6.5%となっている。（第5図）製造業の内訳をみると繊維、衣服が最も多く、この業種だけで全就職者の25.8%が就職しており、女子だけについていえば45.0%と約半数が就職している。

規模別就職者数は500人以上12万5千（男3万8千，女8万7千），100～499人14万1千（男6万7千，女7万4千），99～30人10万1千（男6万1千，女4万），29人以下9万2千（男5万3千，女3万9千）となっている。これを構成比でみるとそれぞれ27.1%（男17.1%，女36.3%），30.8%（男30.8%，女30.7%），22.0%（男27.9%，女16.6%），20.1%（男24.2%，女16.4%）となっており，499～100人の規模に最も就職者が多くみられるが，各規模間の差は小さい。しかし，女子の大規模事業所への集中度は目立って高くなっている。

つぎに規模別就職者の構成比推移を（第10表）でみると昭和38年は景気調整の影響から大規模事業所の新規採用の手控もあって大規模事業所への就職者集中の傾向は若干緩和されている。

第10表 規模別就職者構成比推移(%)

	総 数	500人以上	100～499人	30～99人	29人以下
昭 和 34	100.0	13.2	18.7	*1) 35.1	*2) 33.0
35	100.0	23.6	26.6	*1) 30.3	*2) 19.5
36	100.0	30.2	29.8	*1) 27.3	*2) 12.7
37	100.0	31.3	32.2	20.8	15.7
38	100.0	27.1	30.8	22.0	20.1

注) *1) は15～99人, *2) は14人以下の規模区分

資料出所 労働省職業安定局 「職業安定業務月報」

求人難をあらわす1つの数値である充足率(就職者数/求人数)をみると、昭和38年は既述のとおり前年より若干上昇しているが、相変わらず規模別の差は著しく500人以上の事業所では各産業とも概ね求人数の半分以上を充足しているのに対し、29人以下の事業所では求人5人に対して就職者

第11表 性、産業及び規模別充足率(中学校) (%)

産 業	全 数			規 模 別			
	計	男	女	500人以上	499～100人	99～30人	29人以下
合 計	32.9			57.7	38.7	26.0	21.6
(男)		32.6		68.2	45.7	28.7	20.7
(女)			33.1	54.1	33.9	22.7	23.1
E 建設業	31.6	31.4	38.8	44.9	29.0	28.1	32.7
F 製造業	32.9	33.7	32.3	58.5	38.9	24.6	16.4
G 卸売業 小売業	26.6	21.3	35.4	48.3	37.6	29.8	23.4
J 運輸通信業	49.8	50.6	49.4	53.7	46.2	36.1	29.3
L サービス業	36.1	39.7	33.4	65.1	32.1	44.3	34.3

資料出所 労働省職業安定局 「職業安定業務月報」

1人、なかでもこの規模の製造業では求人6人に対し、就職者が1人しかないという結果がでている。(第11表)

東京、愛知、大阪など大都市における求人倍率が非常に高いことは前に述べたが、このため求人倍率の低い地域(供給地)からの就職者も年々増えている。

すなわち、就職全数45万9千のうち、他県へ出て就職した者(県外移動就職者)の数は前年より7%増の17万1千でこれは全就職者の37%に当たっている。この割合は前年の39%からやや落ちている。

県外移動就職者17万1千のうち、69%に当たる11万8千までが東京、愛知、大阪の3府県に集中しており、さらに、この3都府県の周辺をも考慮

第12表 主要需要・供給地別就職件数(中学校)

出身地 就業地		就職全数	他県から の受入数	主 要 供 給 地			
				3地域計	東 北	四 国	九 州
就 職 全 数		459,048	×××	148,037	53,536	26,726	67,775
他 県 へ の 送 出 数		××	171,368	102,619	35,213	16,612	50,794
主 要 需 要 地	3 都 府 県 計	181,433	117,568	68,789	22,017	11,667	35,105
	東 京 都	69,529	45,885	21,598	19,027	319	2,252
	愛 知 県	59,867	37,860	25,949	2,896	2,663	20,390
	大 阪 府	52,037	33,823	21,242	94	8,685	12,463
	3 地 域 計	314,982	158,174	94,765	32,532	14,958	47,275
	京浜(埼玉、千葉、 東京、神奈川)	118,376	60,601	31,013	27,341	427	3,245
	中京(岐阜、静岡、 愛知、三重)	100,662	50,057	33,816	4,825	3,142	25,849
	京阪神(滋賀、京都 大阪、兵庫、奈良、 和歌山)	95,944	47,516	29,936	366	11,389	18,181

資料出所 労働省職業安定局「職業安定業務月報」

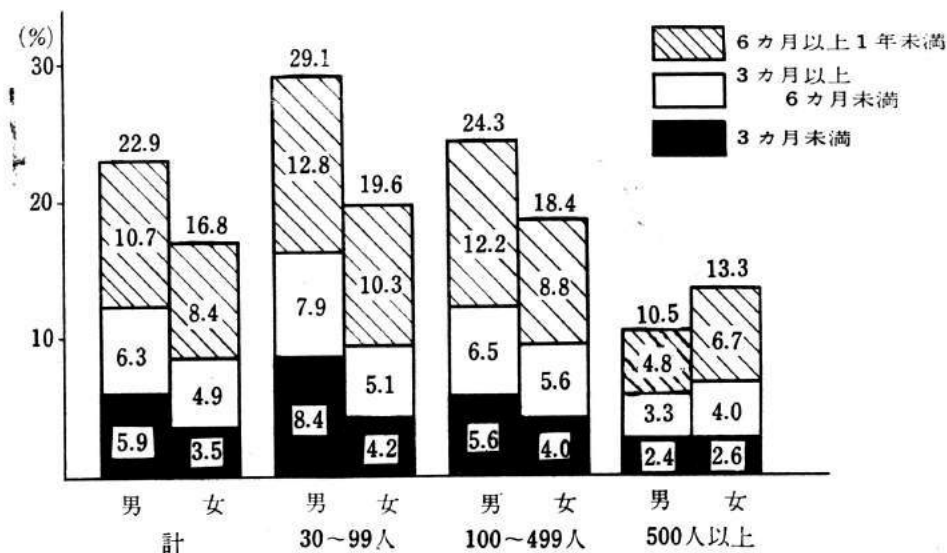
に入れると92%までが、この3大労働市場地域に集中している。(第8表)

(3) 年少労働者の離職

昭和37年3月新規中学卒業者の、昭和37年4月から昭和38年3月の間の事業所規模30人以上の事業所における入職、離職の状況についてみると、就職した者371,537人、同期間中に離職した数は73,030人で、この1年間における離職率は19.6% (男22.9%, 女16.8%) を示している。規模別では大規模ほど離職率は低くなっている。(第6図)

なお、離職率の推移をみても、昭和34年3月中卒者の1カ年間の離職率(100人以上の規模)は16.6%であったが、37年3月中卒者(100~499人の規模)の離職率は21.0%となっている。(労働省職業安定局「新規学卒

第6図 規模別性別離職率(%)



資料出所 労働省婦人少年局「年少労働者就労状況調査」

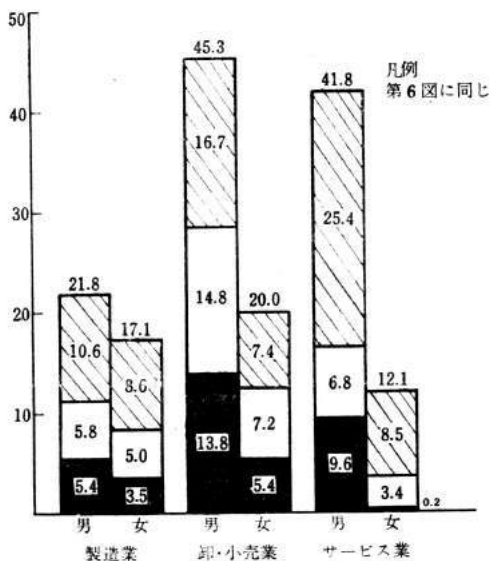
者の就職後の補導等に関する調査」35年10月，同婦人少年局「年少労働者就労状況調査」39年7月）

この両者の離職率は，調査対象の選定に若干の相異があるため直接の比較は困難であるが，依然として高い率を示している。

また産業別離職率では，製造業男21.8%，女17.1%，卸・小売業男45.3%，女20.0%，サービス業男41.8%，女12.1%となっており，卸・小売業，サービス業の男子では一年間に約半分の者が離職している。（第7図）

離職理由は，「事業経営上の都合による解雇」男0.4%，女0.7%，「本人の不都合による解雇」男21.2%，女9.9%，「任意退職」男77.2%，女87.1%，「その他」男1.2%，女2.3%で大部分の者は「任意退職」となっている。

第7図 性別，産業別離職率（規模30人以上）



資料出所 第6図に同じ

4 労 働 条 件

中小企業における求人難は、38年度においても引き続き深刻化の傾向を強めた。

かかる事情を反映して、初任給の大幅引き上げをはじめ、最低賃金制の普及、一せい週休制および一せい閉店制の実施など特に中小企業における労働条件改善に拍車がかけられた。

(1) 賃 金

◎ 初任給の対前年上昇率は約11%

38年3月新規中学校卒業者の初任給賃金の状況を労働省職業安定局の調査に基づいてみると、規模30人以上の事業所に採用された中学校卒業者の賃金（中位数）は9,840円であった。これを性別にみると男子9,890円、女子9,790円で、これを前年と比較すると男子11.2%、女子10.7%の上昇となっており男子の上昇率がわずかながら女子を上廻っている。

初任給は求人難を反映して毎年20%以上の上昇を示していたが、第13表にみられるとおり漸く鎮静化の傾向が現われてきている。

すなわち、一般労働者の現金給与総額の対前年上昇率は、「毎月勤労統計調査」によると36年11.3%、37年10.3%、38年10.7%増となっており、10%強の数値を示しているのに対し、新規中学卒業者の初任給上昇率は36年、37年と20%を上回る上昇率を示していたが、38年には一般賃金のそれとほぼ同水準になった。事業所の規模別では、500人以上10,150円、499～100人9,770円、99～30人9,710円と大規模事業所ほど初任給は高くなっている。これを男女別にみると、女子の場合には大規模ほど高く、規模別格差がみられるが、男子では規模別の格差はみられない。

第13表 規模別初任給の対前年増加率の推移

区分	男				女			
	計	15～99人	100～499人	500人以上	計	15～99人	100～499人	500人以上
35/34	15.0%	15.1	14.4	11.4	17.7	17.6	16.8	12.0
36/35	23.5	24.0	22.0	17.4	21.9	22.0	19.2	13.5
37/36	23.0	24.3	20.9	20.3	26.8	28.4	24.9	23.8
38/37	11.2 *	10.5	10.7	13.8	10.7 *	10.9	9.4	13.3

注) *欄は規模30～99人の数値である。

資料出所 労働省職業安定局 「職業安定業務月報」

第14表 規模別初任給賃金（中位数）

性	計	男	女
規模			
計	9,840 円	9,890 円	9,790 円
500 人 以 上	10,150	9,980	10,210
499 ～ 100人	9,770	9,860	9,700
99 ～ 30人	9,710	9,900	9,430

資料出所 労働省職業安定局 「職業安定業務月報」

初任給の規模別にみた対前年上昇率は、500人以上男子13.8%，女子13.3%，499～100人男子10.7%，女子9.4%，99～30人男子10.5%，女子10.9%と500人以上規模における伸びが目立っており、男子においては前年みられた小規模ほど初任給が高いという現象は是正されたが、一方女子における規模別格差は前年をさらに上廻る結果となった。

産業別にみると、運輸通信、電気、ガス、水道業が10,390円と最高、最低は前年と同じくサービス業となっている。新規中学卒業者の大部分が就職した製造業、卸売業・小売業、サービス業について初任給を比較すると、卸売業・小売業9,870円、製造業9,840円、サービス業9,160円となっ

第15表 産業別・規模別

性 規 模		計			
		計	500人以上	499～100人	99～30人
産 業					
計		9,840	10,150	9,770	9,710
主 な 産 業	製 造 業	9,840	10,050	9,780	9,770
	卸 売 業・小 売 業	9,870	11,400	9,670	9,600
	サ ー ビ ス 業	9,160	10,350	10,130	8,850

資料出所 労働省職業安定局 「職業安定業務月報」

第16表 地 域 別

学 校		性 事業所 規 模	計			
			計	500人以上	499～100人	99～30人
中 学 校	全 国		9,840	10,150	9,770	9,710
	東 京 都		10,400	11,140	10,100	10,500
	6 大 道 府 県		10,020	10,200	9,960	9,910
	道 府	北 海 道 県	8,570	9,400	8,770	8,180
		神 奈 川 県	10,100	10,360	9,980	9,970
		愛 知 県 府	10,080	10,310	9,880	10,100
		大 阪 府 県	10,440	10,480	10,370	10,570
		兵 庫 県	9,810	10,090	9,800	9,600
	府 県	福 岡 県	8,040	8,320	7,880	7,970
	そ の 他 の 府 県		9,360	9,810	9,420	8,940
	そ の 他 の 地 域	東 北 道 府 県	8,100	9,290	8,470	7,580
		関 東 道 府 県	9,410	9,510	9,510	9,210
		北 陸 甲 信 越 道 府 県	9,350	10,180	9,310	8,890
		東 海 近 畿 道 府 県	9,850	10,020	9,830	9,710
		中 国 道 府 県	9,170	9,410	9,300	8,890
		四 国 道 府 県	8,900	10,000	9,140	8,280
		九 州 道 府 県	7,790	8,630	8,360	7,310

資料出所 労働省職業安定局 「職業安定業務月報」

初任給賃金（中位数）

男				女			
計	500 以 上	499~ 100人	99~ 30人	計	400 以 上	499~ 100人	99~ 30人
9,890	9,980	9,860	9,900	9,790	10,210	9,700	9,430
9,910	9,860	9,860	9,980	9,780	10,120	9,710	9,470
9,910	11,520	9,820	9,700	9,840	11,350	9,570	9,490
9,190	9,490	10,040	9,080	9,090	11,070	10,270	8,440

初任給賃金

男				女			
計	500 以 上	499~ 100人	99~ 30人	計	500 以 上	499~ 100人	99~ 30人
9,890	9,980	9,860	9,900	9,790	10,210	9,700	9,340
10,440	10,920	10,110	10,560	10,350	11,240	10,100	10,350
10,080	10,030	10,110	10,070	9,950	10,270	9,820	9,650
8,410	8,630	8,550	8,240	8,770	9,520	9,080	8,110
10,050	9,900	10,090	10,120	10,180	10,640	9,860	9,720
10,060	10,110	9,940	10,200	10,090	10,360	9,820	9,960
10,540	10,490	10,470	10,670	10,310	10,470	10,230	10,300
9,790	9,740	9,860	9,730	9,820	10,200	9,750	9,480
8,280	8,690	8,330	8,150	7,890	8,230	7,760	7,680
9,250	9,480	9,380	9,050	9,430	9,910	9,440	8,830
7,860	8,780	8,130	7,660	8,330	9,450	8,650	7,500
9,410	9,380	9,460	9,380	9,400	9,570	9,550	8,990
9,100	9,410	9,080	9,050	9,520	10,280	9,420	8,750
9,830	9,920	9,870	9,760	9,860	10,040	9,810	9,640
9,310	9,290	9,540	9,020	9,080	9,470	9,130	8,800
8,630	9,380	8,840	8,330	9,150	10,150	9,270	8,220
7,520	7,820	7,750	7,330	8,170	8,780	8,370	7,270

ており、対前年比較においては、卸売業・小売業の13.5%、製造業10.3%、サービス業12.5%の増加を示し、卸売業・小売業の増勢が著しい。また、この三産業の初任給を規模別に比較した場合、各産業とも大、中、小と規模が小さくなるほど初任給も低くなっているが、特にサービス業における99~30人の規模が一段と低くなっている。

初任給の地域別状況は、東京10,400円、大阪10,440円、愛知10,080円、神奈川10,100円と大需要都府県において最高を示し、東北8,100円、四国8,900円、九州7,790円など供給地において低くなっている。また、地域ごとに規模別比較を行なってみると、地方の賃金額は、大体大、中、小の順序に並び、その開きも割合大きいのに対し、大都府県ではその順序が入れ変わり、または変らないまでも開きは小さい。大都市における逼迫した求人難が、小規模事業所の賃金を引き上げさせたものと考えられる。

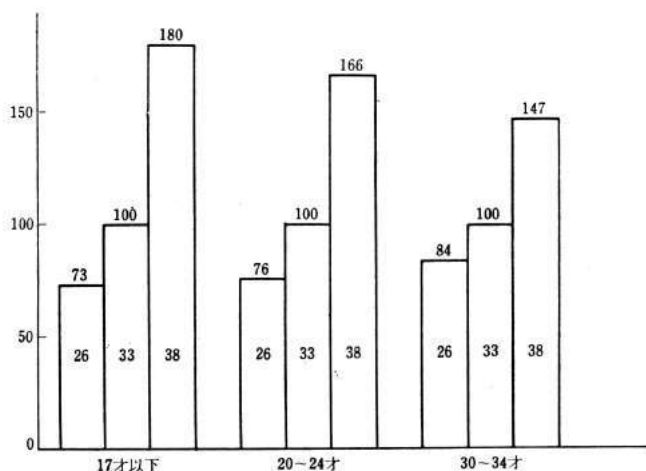
(2) 年少労働者の賃金

年少労働者の賃金は、新規中卒者に対する初任給の上昇に伴い毎年大幅に改善されてきた。

すなわち、製造業についてみると、38年は10,281円で37年9,465円の8.6%増となっている。その賃金上昇率は33年から36年にかけては年率約12%を示し、36年から37年にかけては21%という高い上昇率を示した。これにくらべると38年の上昇率8.6%とその伸びは鈍化している。これは初任給の場合と同様37年から38年にかけて景気調整が進んだこと、中卒者の供給が増加したことなどの理由と考えられる。

しかしながら、33年から38年の5年間に年少労働者の賃金は1.8倍になっており、26年から33年の7年間の賃金上昇が37%であったことから考えれば賃金上昇がいかに顕著であったか理解できよう。(第8図)

第8図 年令別賃金上昇率（33年＝100，製造業，規模計）



資料出所 労働省「賃金構造基本調査」「特定条件賃金調査」

（3）労働時間，休日

◎ 一せいで休体制実施事業場は66万

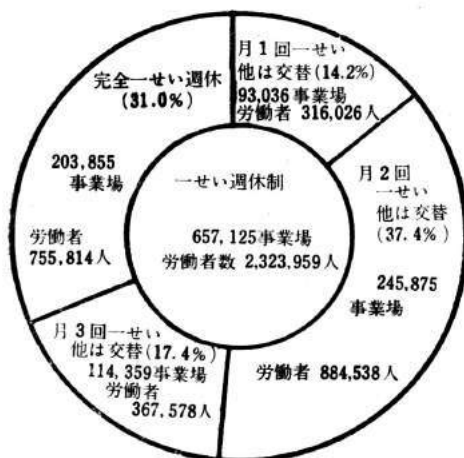
中小企業の労働条件の向上を図るために，労働省では「全産業週休制の確立」を推進してきたが，39年1月1日現在における週休制の実施状況は次のとおりである。

地域別に週休制を実施している団体5,504，実施事業場数32万，労働者数105万人となっている。また業種別団体で実施しているものは，小売業の4,111団体，10万事業場，労働者数33万人を筆頭に，理美容業1,552団体，9万事業場，21万人，料理飲食旅館業895団体，3万事業場，11万人，卸売業725団体，2万4千事業場，16万人，クリーニング業707団体，2万5千事業場，9万人など計9,870団体，34万事業場，127万人となっている。

地域別，業種別の合計では，実施団体15,374，事業場657,125，労働者

2,323,959人となっており 38年1月現在と比較して団体数では13%, 事業場数5%, 労働者数8%とそれぞれ増加している。

第9図 一せい週休制実施状況 39年1月現在



次に、一せい週休制の実施事業場を内容別にみると、完全一せい週休を実施しているもの203,855事業場(31.0%) 月3回一せい他は交替114,359事業場(17.4%), 月2回一せい他は交替245,875事業場(37.4%), 月1回一せい他は交替93,036事業場(14.2%)となっている。

◎ 一せい閉店制

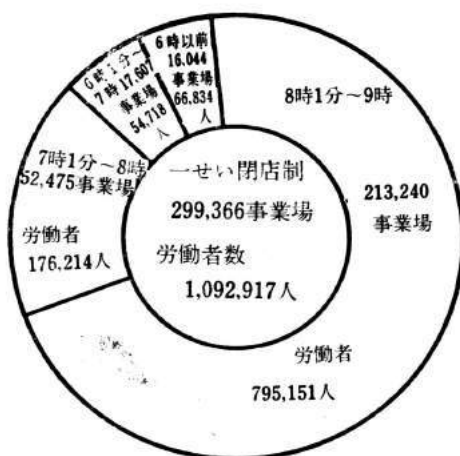
資料所出 労働省労働基準局調 中小商業、サービス業等における事業主相互の自主的申し合せによる一せい閉店制の採用は従来からかなり行なわれていたが、労働省では35年12月以降これを全国的に推進することとした。

一せい閉店制は、商店街等が協力して一定の時刻に一せいに閉店することにより商店労働者の経常的な長時間労働の状態を改善するものである。

39年1月現在における一せい閉店の実施状況をみると、約30万の適用事業場において実施されており、109万人の労働者がこれによって労働条件の向上をもたらされている。

次に、一せい閉店時刻をみると、午後6時以前が全体の5.4%, 6時1分から7時5.9%, 7時1分から8時17.5%, 8時1分から9時71.2%となっている。

第10図 一せい閉店制実施状況 39年1月現在



資料出所 労働省労働基準局調

(3) 監督実施状況

労働基準法は、年少労働者の特質に基づき、その就業について、使用できる最低年齢、労働時間や休日、深夜業、危険有害業務の就業等に特別の制限規定を設け保護をしている。

全国337の労働基準監督署では、こうした法の精神が十分守られるよう、日頃監督を実施している。

37年1カ年間に定期監督を実施した事業場数は200,156、うち違反事業場数は83,423となっている。

このうち、年少労働者関係の法条項の違反のあった事業場は、年少者の労働時間5,225事業場、年少者の休日2,141事業場、年少者の深夜業495事業場など延約9千500の事業場に年少労働者の労働条件に関する違反が発見された。

次に、37年中における年少者関係法規に関する労働者の申告状況につい

第17表 定期監督実施状況

業 種 事 項	監督 実施 事業 場数	違反 事業 場数	年少労働者関係主要法条項						
			労働 時間	休 日	深夜 業	最低 年令	※坑 内労働	※就業 制限 (技能 経験)	※就業 制限 (有害 危険)
業 種 計	200,156	83,423	5,225	2,141	495	309	20	744	549
主 要 業 種									
工 業	128,976	49,865	4,632	1,692	379	148	—	272	282
土 建	41,148	18,630	123	77	12	15	13	271	169
商 業	3,148	1,679	153	162	53	117	—	—	1
金融広告	3,242	1,087	7	8	1	—	—	1	—

※は女子の違反を含む

資料出所 労働省労働基準局 「労働基準監督年報」

てみると、被申告事業場16,169のうち年少者の労働時間に関するもの468事業場、年少者の休日に関するもの220、年少者の深夜業に関するもの74、最低年令に関するもの27、坑内労働に関するもの（女子を含む）1となっている。

（４）年少者の災害

わが国の産業災害は、近年経済の発展、産業の高度化に伴なって多発する傾向にある。このため政府は、昭和33年に、「産業災害防止総合五カ年計画」を樹立し、中小企業における災害防止、および重大災害の防止を柱として、各種の施策を講じてきた。しかし、その後においても経済の伸長に伴ない新たな災害要因の出現も予想され、今後、災害の減少に一層の成果を期待するため、ひきつづき、38年より「新産業災害防止五カ年計画」の推進を決定し、対策を実施している。

第18表 昭和37, 38年, 男女・年少者別死傷発生状況の比較

産 業 別	年別	死傷者数	18 才 以 上		18才未満
			男	女	
全 産 業 (除 鉱 山)	38	397,099	345,590	33,193	18,316
	37	415,460	363,538	34,594	17,328
製 造 工 業	38	160,304	128,202	18,301	13,801
	37	166,167	134,187	18,210	13,770
鉱 業 (土石採取業)	38	6,595	5,881	658	56
	37	6,656	5,885	707	64
建 設 事 業	38	124,385	114,193	8,416	1,776
	37	137,282	125,756	9,974	1,552
運 輸 事 業	38	25,453	23,323	1,329	801
	37	23,553	21,600	1,290	663
貨物取扱事業	38	34,228	32,293	1,100	335
	37	34,827	33,278	1,239	310
林 業	38	25,946	24,954	795	197
	37	28,010	26,952	848	210
その他の事業	38	20,188	16,744	2,594	850
	37	18,965	15,880	2,326	759

注) この表は、労働基準法施行規則第57条に基づいて提出された死傷病報告のうち休業8日以上のもを用いて作成したものである。

資料出所 労働省労働基準局

38年中、年少労働者が労働災害によって、休業8日以上にわたる傷病を受けた件数は、18,316件で37年より6%増加している。

また、死傷発生状況を産業別にみると、製造工業が13,801件で全死傷件数の75%を占め、ついで建設業1,776件(10%)となっている。

37年から38年にかけて死傷者数が全般に減少しているのに年少者の死傷件数だけが増加しているのが目立っている。

次に、災害発生状況を死傷千人率でみると、年少者の死傷千人率は12.78で前年の12.29を僅かながら上廻っている。産業別では、貨物取扱業96.02、鉱業73.11、建設業63.89などが災害発生率の高い産業となって

おり、特に建設業、貨物取扱業、運輸業の災害発生率は、18才以上の男子労働者の発生率を上廻っていることが注目される。

第19表 昭和37、38年、男女・年少者別の死傷千人率
(休業8日以上)の比較

産 業 別	年別	死 傷 年 千 人 率	18 才 以 上		18才未満
			男	女	
全 産 業 (除 鉱 山)	38	17.51	23.61	5.03	12.78
	37	19.26	25.58	5.81	12.29
製 造 工 業	38	16.32	21.24	6.52	14.06
	37	17.53	22.81	7.05	13.86
鉱 (土石採取業)	38	70.68	76.12	43.06	73.11
	37	73.98	72.20	88.31	142.22
建 設 事 業	38	45.22	46.99	28.74	63.89
	37	51.64	54.01	33.50	48.66
運 輸 事 業	38	19.02	19.98	9.54	25.56
	37	18.60	19.29	10.72	24.92
貨物取扱事業	38	81.48	87.69	25.80	96.02
	37	84.95	90.70	31.48	84.03
林 業	38	65.60	73.32	15.39	56.40
	37	69.90	77.58	17.35	47.64
その他の事業	38	2.57	3.97	0.39	2.21
	37	2.60	2.91	0.81	2.17

注) 死傷年千人率は $\frac{\text{死傷件数}}{\text{労働者数}} \times 1,000$ で算出したものである。

資料出所 労働省労働基準局

4 職業訓練と教育

義務教育終了後直ちに社会へ出て働いている年少労働者にとって、教育訓練の場は、年少労働者を内容豊富な人間に成長させ、発展する社会に適応する人間を形成し、安定した経済生活を送るに足る資質を育てるため最も必要なものと考えられている。

昭和38年度の教育機関在籍状況をみると、15～17才の青少年のうち、全日制高校をはじめ定時制高校、各種学校、青年学級、各種の職業訓練所などの教育訓練機関に在籍している者は全体の70.6%、残りの29.4%はこれらの教育訓練の機関に在籍していない。

心身ともに成長の過程にあり、知識技能を吸収する能力の豊富なこの時期を無為にすごしている者がまだ相当数いること、またその大部分が各方

第20表 15～17才の青少年の教育機関在籍状況

(昭和38年度一推計)

	実 数	構 成 比
15～17才人口	千人 6,294	% 100.0
教育機関在籍者総数	4,444	70.6
全 日 制 高 等 学 校 (高専を含む)	3,434	54.6
定時制高等学校・高等学校通信教育	393	6.2
各 種 学 校	426	6.8
青 年 学 級	81	1.3
その他 (高等学校別科 社会通信教育 公共職業訓練所 事業内 経営伝習農場)	110	1.7
教育を受けていない者の数	1,850	29.4

資料出所 文部省調べ

面に就労している年少者であることから考えれば、年少労働者の教育訓練機関の充実並びに使用者及び社会一般の理解と協力が要請される。

(1) 職 業 訓 練

職業訓練法に基づく職業訓練は、公共職業訓練と事業内職業訓練に大別される。

公共職業訓練は、都道府県が設置運営する一般職業訓練所、雇用促進事業団が設置する総合職業訓練所及び中央職業訓練所、このほか国又は都道府県の設置する身体障害者職業訓練所において行なわれている。

イ 公共職業訓練

求職者に対して職業に必要な基礎的な知識技能を訓練することを主たる任務とする都道府県立の一般職業訓練所は、38年度中 286 カ所において 51,470人を訓練した。

つぎに、雇用促進事業団が設置する総合職業訓練所は求職者に対してだけでなく、雇用されて現に職場にある労働者をも対象として基礎的な技能に関する職業訓練を行なうとともに、金属、機械関係の職種を中心とした高度の訓練設備を整備し、専門的な技能に関する職業訓練を行なうもので、全国に49カ所あり、23,720人を訓練した。

身体障害者職業訓練所は全国に8カ所、1,180人を訓練した。

中央職業訓練所は、職業訓練に関する調査研究及び職業訓練指導員の訓練を行なうことを主たる目的としているもので、36年に東京都下開設され、38年 240 人の訓練を行なった。

公共職業訓練を受けた訓練生のうち、18才未満の年少者の占める割合は、一般職業訓練所、総合職業訓練所では、訓練生の半数以上を占めている。

ロ 事業内職業訓練

事業内職業訓練は、事業主がその雇用する労働者に対し、企業が必要とする技能を労働の過程において習得させるものである。

最近、産業界における技術革新はめざましいものがあり、この時代の要求に即応していくためには各企業においてその雇用する労働者に対して職業訓練を行ない、労働者の技術的水準の向上を図ることがますます重要視されるにいたっている。

事業内職業訓練を最も効果あらしめるために、国は事業内職業訓練の基準を定め、都道府県知事はこの基準に適合して実施される事業内職業訓練について、事業主からの申請に基づいて認定するようになっており、この認定を受けた事業内職業訓練を認定職業訓練といっている。

38年4月現在、認定職業訓練の職種は、訓練期間3年のもの159職種、同じく2年のもの26職種、計185職種となっている。

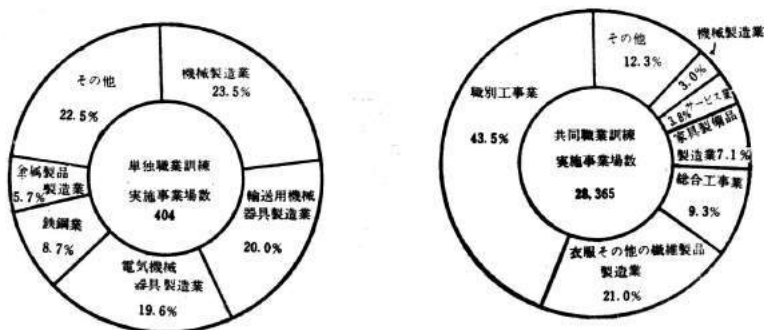
◎ 認定職業訓練生は7万6千人

38年4月現在（職業訓練法施行規則第14条の規定に基づく「認定職業訓練実施状況報告」が提出された分の集計）における認定職業訓練の実施事業所は、単独で行なっているもの404カ所、共同で行なっているもの542団体（構成事業所数28,365カ所）で実施事業所総数28,769カ所となっている。

訓練生は76,421人で、そのうち単独職業訓練生数は31,259人（40.9%）共同職業訓練生は45,162人（51.9%）となっている。

認定職業訓練実施事業所を産業別にみると、まず単独職業訓練では機械製造業95事業所（23.5%）が最も多く、輸送用機械器具製造業81事業所（20.0%）電気機械器具製造業79事業所（19.6%）鉄鋼業35事業所（8.7%）金属製品製造業23事業所（5.7%）がおもなものとなっている。共同職業訓練実施団体構成事業所についてみると職別工事業12,335事業所（事業所構成比43.5%）衣服その他の繊維製品製造業5,927事業所（21.0%）

第11図



資料出所 労働省職業訓練局調

総合工事業2,594事業所（9.3%）家具装備品製造業2,027事業所（7.1%）サービス業1,064事業所（3.8%）機械製造業838事業所（3.0%）となっており、建設業関連業種が半数以上を占めている。

第12図 産業別訓練生数



資料出所 労働省職業訓練局
「事業内職業訓練実施状況」

産業別訓練生は事業所と同様、職別工事業が15,567人で総数の20.4%を占めて最も多く、次いで衣服その他の繊維製品製造業12,132人（15.9%）輸送用機械器具製造業9,763人（12.8%）機械製造業9,168人（12.0%）電気機械器具製造業7,262人（9.5%）鉄鋼業3,504人（4.6%）等の順となっている。

訓練生を職種別にみると、機

械工が最も多く10,693人で総数の14.0%, 次いで建築大工10,314人(13.5%) 洋裁工6,533人(8.5%) 洋服工5,825人(7.6%) 仕上工3,984人(5.2%) 左官3,712人(4.9%) 電路工2,592人(3.4%) 建築板金工2,367人(3.1%) が主な職種となっている。

◎ 訓練生の7割は年少者

訓練生を18才以上と18才未満にわけると、18才未満が52,858人で全体の69.2%を占めている。

訓練形態別にみると、単独職業訓練においては年少者が93.0%と圧倒的に多く、共同職業訓練では52.6%を占めている。

◎ 学校教育と連けいし

ている訓練所は24カ所

職業訓練を受けている訓練生のうちには、高等学校の定時制の課程または通信制の課程に在学する生徒が相当数見受けられる。

事業内職業訓練を受けて

いる訓練生のなかで高等学校在学者は、訓練生の6.0%に当たる4,571人に達している。これは37年の3,540人(4.9%) 36年3,256人(4.8%) に比較して実数、割合とも大幅に増加している。

訓練を受けるかわら定時制や通信制の課程に学ぶ場合の二重通学の負担を軽減するため、36年10月学校教育法の一部が改正され、さらにこれに基づき37年3月31日号外文部省令第8号「技能教育施設の指定等に関する規則」が制定された。これにより高等学校の定時制の課程または通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で文部大臣の定めるものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところによ

第13図 訓練生年齢別構成



資料出所 労働省職業訓練局「事業内職業訓練実施状況」

り、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができるようになった。

なお、39年4月までにこの指定を受けた施設は24カ所となっている。

(2) 勤労青少年の教育

義務教育を終えた勤労青少年を対象とする教育機関は、定時制高等学校、高等学校通信教育、高等学校別科をはじめ、各種学校、青年学級、社会通信教育などに加えて、38年度よりあらたに勤労青年学校が全国20カ所に設けられた。

◎ 定時制高等学校

38年度における定時制高校数は併置を含めて1,616校、設置別による内訳は、公立1,452校、私立163校、国立1校となっており、このほか分校が868校設置されている。生徒数についてみると38年は専攻科、別科を除

第21表 定時制高等学校生徒数

年	度	実 数	指 数
昭和		千人	
	28	567	100
	29	549	97
	30	535	94
	31	541	95
	32	537	95
	33	537	95
	34	543	96
	35	516	91
	36	465	82
	37	448	79
	38	460	81

資料出所 「文部省学校基本調査」

き46万人で前年より約1万2千人の増加となっている。またこれを学科別にみると、普通課程が23万9千人で最も多く全体の52.0%を占めている。ついで工業課程9万1千人(19.7%) 商業課程6万4千人(13.9%) 農業課程4万1千人(8.7%) 家庭課程2万5千人(5.5%) 水産課程1千人(0.2%)となっている。学科別生徒数を前年と比較すると、普通・工業・商業の各課程においては生徒数の増加が顕著にみられるが、農業・水産・家庭の各課程は前年より生徒数がそれぞれ減少している。

◎ 高等学校通信教育

高等学校通信教育は、勤労青少年に高等学校教育を与えるために昭和23年度に発足したもので、昭和30年度からは通信教育のみによって高等学校普通課程の卒業資格が与えられるようになった。昭和38年度現在、高等学校通信教育を実施している学校数は公立63校、私立3校の計66校で前年より1校の減少となっている。

一方、生徒数は広域通信教育のNHK学園の開設なども手伝って公立82,764人、私立12,859人合計95,623人と前年の20%増となっている。

第22表 高等学校通信教育の実施校数と生徒数

年 度	実 施 校 数		生 徒 数	
	実 数	指 数	実 数	指 数
昭和25	82 ^人	100	18,300 ^人	100
30	70	85	46,000	251
35	70	85	65,400	357
36	68	83	72,047	394
37	67	82	79,612	435
38	66	81	95,623	523

資料出所 文部省「学校基本調査」

◎ 青年学級

青年学級は、勤労青少年に対し、實際生活に必要な職業または家事に関する知識及び技能を習得させ、並びに一般的教養を向上させることを目的として、市町村が開設しているものである。38年6月現在の開設状況をみると学級数8,530、学級生徒数421,986人となっている。学級生を職業別にみると第1次産業187,609人(44.4%)第2次産業71,307人(16.9%)第3次産業141,710人(33.6%)無職21,360人(5.1%)となっている。

◎ 社会通信教育

社会教育の一環として行なわれる通信教育で、職業生活や家庭生活など實際生活に必要な知識・技能を習得できるようにし、さまざまな種類や程度の課目がある。

内容の主なものでは電気、ラジオ、テレビ、無線、農業、自動車、簿記などの職業生活に役立つものと、洋裁、書道、英語、フランス語、音楽など家庭生活その他実生活に役立つものがある。

受講者は、39年3月31日現在約22万7千人で、この内訳は俸給生活者14万8千人、自家営業(就業)者2万人、学生2万5千人、その他2万5千人、不明1万人となっている。

◎ 各種学校

38年5月現在、各種学校は7,826校(ほか分校126校)で、生徒数は129万5千人となっている。男女別では男子33万6千人、女子95万9千人で女子が全体の4分の3を占めている。

課程別に生徒数をみると、最も多いのは和洋裁関係で44万5千人、次いで珠算の9万4千人、自動車運転9万人、編物7万9千人、一般教養7万7千人の順となっている。

◎ 勤労青年学校

義務教育を終了後直ちに就職した年少者を対象として38年度から勤労青年学校が設置された。勤労青年学校は年少者に組織的、継続的な教育を行

なうもので、全国に20校設置されている。38年度に入学した生徒数は3,544人となっている。

5 年少労働者の福祉

年少労働者に対する福祉活動、福祉施設の設置は、企業におけるその必要性の認識が深まるにつれて活発化してきた。

とくに中小企業団体に設置されている年少労働者福祉員制度の充実に伴って各地におけるその活動は軌道に乗ってきた。

勤労青少年ホームを中心とする福祉施設の設置も各種融資措置の利用とともに着々と整備されてきている。

(1) 年少労働者福祉員の活動

年少労働者福祉員（以下「福祉員」という）とは、商工会・事業協同組合・商店会等の中小企業団体がその団体所属事業所に働く年少者の福祉増進を図るため自主的に設置するものであり、中小企業団体自らの責任において選任された福祉員は、都道府県の婦人少年室長を通じて労働大臣に進達され、労働大臣から「年少労働者の福祉増進に寄与するよう期待する」旨の奨励状が交付されている。

このようにしておかれた福祉員は、年少労働者の余暇生活時間の善用指導、一般教養・実務教育・保健衛生・労働条件・労働環境および職場における人間関係の改善等広汎多岐にわたった活動を行なっている。これらの活動は、個々の福祉員の活動によるほか、福祉員の所属する団体等を通じて行なわれているが、その方法はそれぞれの地域の実情に応じたものである。

なお、近年の傾向としては、全国的に福祉員会、福祉員連絡協議会等の組織化が自主的に行なわれ、この組織を中心に活動する動きがみられる。

つぎに、昭和39年3月末日現在、福祉員の数は、19,428名いるが、昭和38年4月から昭和39年3月までの1年間に行なわれた福祉員活動を種類別

に分類するとつぎのとおりである。

- ① 年少労働者の仲間づくりやその活動（いわゆるグループ活動）を指導援助したもの 5.6%
- ② 年少労働者の資質の向上を図るための実務講習や教養講座の開設等教養訓練を実施したもの 18.5%
- ③ 使用者やその主婦等に対して、年少労働者の使い方等についての講習等を実施したもの 15.7%
- ④ 週休制・一せい閉店の実施等労働条件の改善、各種の社会保険（健康保険・厚生年金・失業保険・労災保険や中小企業退職金制度）等への加入促進および健康管理の改善に努めたもの 3.6%
- ⑤ 年少労働者や、これを使用するもの等から年少労働問題についての相談に応じ、その解決に努めたもの 0.8%
- ⑥ 映画観賞会・レコードコンサート・各種運動会等レクリエーションを実施したもの 26.5%
- ⑦ 興業組合等に働きかけ、年少労働者のために映画館の割引を実現したもの 0.6%
- ⑧ 新卒就職者の激励会や新入社員の歓迎会等を行なったもの 11.0%
- ⑨ 共同給食施設・海の家・山の家等の設置運営をしたり、事務所の一角を図書室として解放する等福祉施設の充実に努めたもの 2.5%
- ⑩ 使用者をはじめ、地域消費者の啓蒙に努めたもの 3.6%
- ⑪ 年少労働者の声をきくための座談会や懇談会等を実施したもの 5.7%
- ⑫ 養老院や児童収容施設等への慰問や奉仕を行なったもの 0.8%
- ⑬ 働きながら学ぶ年少労働者を激励するために奨学金を支給しているもの 1.1%

⑭ その他

4.0%

計

100%

これらの活動のうち、最近とくに充実してきたものとして、①使用者や消費者に対する啓蒙活動、⑩年少労働者との座談会や懇談会の実施等で、よりよい福祉活動をすすめるための地道な活動を行なっている。

(2) 働く年少者のための福祉施設

◎ 勤労青少年ホーム

年少労働者の健全育成を図るためには、職場における労働条件・労働環境の整備改善はもとより、年少労働者がその余暇生活を通じて人格の陶冶と健康な身体を形成するよう、余暇の積極的利用を推進することが肝要である。このような観点から、一般に大企業にくらべ労働福祉の水準が劣る中小企業に働く年少者の福祉増進の一助として、年少労働者の余暇善用の場、いこいの場、またその生活指導を行なうための総合的福祉施設として勤労青少年ホームが国の補助により地方公共団体によって設置されている。

労働省は昭和32年度から勤労青少年ホームの設置に要する経費について補助金を地方公共団体に交付し、その設置の助成を行なっているが、38年度までには14カ所設置され、39年度にはさらに8カ所の設置が見込まれている。

勤労青少年ホームの行なう事業のうちおもなものは

- ・ 一般教養、実務に関する講演会、講習会、座談会等の開催
- ・ 生活相談、職業相談、苦情処理、就職後の補導
- ・ 趣味、教養、娯楽のための設備、運動設備等を利用に供すること
- ・ グループ活動および年少労働者の保護福祉のための活動に対し、施設、設備を利用に供すること

等である。

つぎに、昭和38年度中におけるホームの利用状況（7カ所）をみると、延約27万人の勤労青少年が、ホーム主催の各種行事に参加するなどのほか、グループ活動の場として、また、図書室、娯楽室（囲碁、将棋、テレビ、ステレオ等）体育施設等の各設備を利用している。

◎ その他の福祉施設

勤労青少年のための福祉施設には、名称はさまざまではあるが、地方公共団体、同業組合、商店会、個人篤志家等によって勤労青少年ホームと同趣旨のもとに設置運営されているものがある。

中小企業または企業団体が行なう福祉施設の設置に関して国や地方公共団体は、中小企業育成およびそこに働く労働者の福祉向上を図る見地から積極的にこの動きを支援してきているが、その一つとして各種事業団等による公的な資金援助をあげることができる。

すなわち36年に設立された年金福祉事業団による厚生年金保険等積立金の還元融資、また37年からは中小企業退職金事業団、雇用促進事業団がそれぞれ中小企業主に対し従業員の福祉施設に対する融資を行なっている。

38年度中の融資額は、年金福祉事業団によるもののうち、とくに勤労青少年の福祉向上に役立っているとおもわれる休養・体育・教養文化・給食の施設に対し計286件、約60億円、中小企業福祉事業団では、住宅・食堂・休憩室・給食・保健衛生・更衣室・体育等の施設に計571件の約6億円、雇用促進事業団では約44億円の融資を行なった。融資制度の普及とともにこの制度を利用する企業・団体は前年に比し格段の増加を示している。

（3）年少労働者の意識

労働条件、労働福祉の改善向上など年少労働者の働く環境は着々と整備

されつつあるが、最近の技術革新が作業の態様と年少労働者の意識にどのような変化を与えてきているかをみてみよう。

まず技術革新が生産工程にどのような変化を与えたかを日本生産性本部で実施した「技術革新と人事管理に関するアンケート調査報告書」(37年3月)からみると、全産業を通じて機械化自動化が最も多く、連続化、大型化、高速化が続いている。

このような技術革新に伴う労働の態様の変化については前掲の調査によると、「身体的な作業から簡単な機器の操作作業へ」変化したものが57%「身体的な作業から監視的作業へ」の変化が54%となっており、「従来とはほとんど変わらない」は僅か7%と技術革新の進んだ企業では労働の質的变化は相当進んでいることを示している。

技術革新は、生産設備の技術的な内部構造をより高度により複雑にする。したがってそのような新しい技術を理解し、こなせる研究者や技術者が必要となる一方、他方では複雑な仕事は機械が行ない、単純な作業だけが人間の手に残るという分野もでてくる。

近代化されオートメーション化された工場における年少労働者の作業の

第23表

項 目	化 学	機 械	鉄鋼金属	公 益	その他	計
	%	%	%	%	%	%
機 械 化・自 動 化	68	92	82	76	95	81
大 型 化・高 速 化	41	49	70	48	53	50
連 続 化	51	63	67	14	37	53
計 装 化	38	5	15	14	11	19
自 動 制 御 化	38	9	44	28	37	28
遠 隔 集 中 制 御 化	24	14	11	62	21	21
計	100	100	100	100	100	100

資料出所 日本生産性本部調

第24表

項 目 \ 産 業	化 学	機 械	鉄鋼金属	公 益	その他	合 計
	%	%	%	%	%	%
身体的な作業から監視的作業へ	76	31	45	73	53	54
身体的な作業から保守点検的作業へ	51	32	48	47	47	44
身体的な作業から簡単な機器の操作作業へ	56	49	82	53	53	57
従来とほとんど変わらない	8	9	—	—	10	7
計	100	100	100	100	100	100

資料出所 日本生産性本部調

態様は従来のそれを大きく変化させて行く。かかる労働の質的变化に対して年少労働者がいかに適応し、順応するかということは重要な問題である。

オートメーション化も進み、生産指数も急増している電気機械器具製造業に対する労働省婦人少年局の行なった年少労働者実態調査によると、

＊仕事に満足していない者、は500人以上の規模29.0%、100～499人34.3%、30～99人27.7%、と大差はないが、＊満足していない内容、については規模の大小により大きな差異が認められる。小規模事業場では勤務時間などの労働条件や職場の福利厚生施設の不備に対する不満が多いが、＊仕事の内容、についての不満は、500人以上18%、100～499人14%、30～99人6%と大企業ほど仕事に対する不満足感を持つ者が多い。中央青少年問題協議会の行なった「勤労青少年に関する調査」によると、事業内職業訓練を受けている者のうち、単独職業訓練生（大部分が500人以上の規模に働く労働者）について「現在の仕事に対する満足感」をみると「満足しているもの」70%、「満足していないもの」30%となっており、共同職業訓練生（ほとんどが小零細企業の労働者）の43%、57%に比較して満足して

第25表 規 模 別 仕 事

区 分 \ 項 目	総 数	満足してい る	どちらとも いえない	満足してい ない	満
					身分の不安 定
計	100.0	24.4	45.4	30.2 (100.0)	(5.4)
500人以上	100.0	26.6	44.4	29.0 (100.0)	(2.9)
100～499人	100.0	22.1	43.6	34.3 (100.0)	(6.8)
30～99人	100.0	19.6	52.7	27.7 (100.0)	(12.7)

資料出所 労働省婦人少年局 「電気機械器具製造業における年少労働者の労

「いない者」の割合は低くなっている。

満足していない理由としては「労働条件」をあげている者が最も多く、これについて「仕事の内容、量に対する不満」をあげている。

「仕事の内容、量に対する不満」をあげた者は「現在の仕事に満足していない者」の単独訓練生では39%、共同訓練生では22%となっている。さらにこの内訳をみると単独訓練生では「仕事の内容、量に対する不満」のある者の55%が「仕事が単純すぎる」ということを理由としてあげ、共同訓練生では36%となっている。「仕事の量が多すぎる」もの単独訓練10%、共同訓練51%となっており、大企業の訓練生は仕事の質的内容に不満が多く、小零細企業の訓練生には仕事の量的な面の不満が多くみられる。

第26表 現在の仕事に対する満足感

現在の仕事に		満足している	満足していない	計
訓 練 生				
単 独		70 %	30 %	100 %
共 同		43	57	100

資料出所 中央青少年問題協議会 「勤労青少年に関する調査」

に 対 す る 満 足 感

足 し て い な い 点						
給料が安い	勤務時間が長い	仕事の内容	その他の労働条件	上役が無理解	同僚との関係	福利厚生施設の不備
(52.8)	(7.4)	(48.6)	(4.5)	(10.2)	(3.9)	(5.5)
(56.5)	(3.4)	(60.0)	(2.2)	(6.7)	(1.6)	(1.7)
(49.7)	(10.6)	(39.9)	(5.1)	(10.3)	(7.2)	(6.6)
(44.2)	(17.0)	(20.3)	(12.8)	(24.8)	(5.9)	(18.7)

勤実態調査」

労働条件、労働福祉において中小企業をはるかにリードする大企業において、技術革新の進展とともにその労働の態様に対する不満がますます増

第27表 現在の仕事に満足しない理由

理由 訓練生	労働条件が 悪い	仕事の内容、量に問題がある	職場のふんいきが悪い	現在の仕事に対する社会的評価が低い	そ の 他	計
	%	%	%	%	%	%
単 独	55	39	7	11	4	116
共 同	79	22	12	13	1	127

注) 回答を二つ以上許したので合計は100%をこえる

資料出所 中央青少年問題協議会 「勤労青少年に関する調査」

第28表 仕事の内容、量の問題点

項目 訓練生	肉体労働はいやである	仕事が単純すぎる	仕事の程度が高すぎる	仕事の量が多すぎる	そ の 他	計
	%	%	%	%	%	%
単 独	35	55	3	10	5	100
共 同	18	36	10	51	9	124

注) 回答を二つ以上許したので合計は100%をこえる

資料出所 中央青少年問題協議会 「勤労青少年に関する調査」

加していく可能性は十分に考えられる。

与えられた仕事に変化に富み、単調でないときは労働者は仕事に対する興味を示す傾向にあるものと考えられている。知識欲の旺盛な年少者にとってはより一層この傾向が大きいだろう。

巨大な装置や機械設備にとりかこまれた職場は人間関係を稀薄にし、単純な作業の繰返しはある面において人間疎外をもたらす。

このような事態に対処するためには、職場外において円満な人間関係を形成させる場を与える必要や、年少者の知識欲を満足させる機会を与えることもまた必要であろう。

技術の革新に伴う急激な変化に対処し、年少労働者を健全な産業人、社会人に育成するための配慮は今後の大きな課題として残されている。

次に「年少労働者の生活と意識に関する調査」から年少労働者の生活一般に関する意識をみると、「仕事のやりがい」では「やりがいのある仕事だと思っている者」44%、「やりがいのない仕事だと思っている者」17%、「どちらともいえない者」39%となっている。「疲労感」は、「非常に疲れる」6%、「かなり疲れる」26%、「たいして疲れない」67%、「不明」1%となっており、約3分の1の者が仕事が終わった後に疲労感を覚えている。また、「楽しみ、生きがい」については、「スポーツ、趣味、遊び」に楽しみや生きがいを見出している者が32%と最も多く、次いで「休日」を最も大きな楽しみにしている者22%、「家族や友人などとの談笑」19%、「仕事」15%、「テレビ、新聞、映画、読書など」11%などが主なものとなっている。

また、生活目標、希望などについては「技術を身につける」31%、「独立して事業をする」27%となっており、この両者を重複して回答した者を除いても50%の者が、仕事に関連した目標を立てている。このほかに「良い職場に移る」7%、「文化生活」10%、「親兄弟など家族のために何かして

やる、10%などとなっている。

注) 付録「年少労働者の生活と意識に関する調査結果概要」参照

6 最低年齢未満の児童の労働

労働基準法の定めるところにより、家事に従事させる場合とか、家事使用人として使用する場合を除いて、15才に満たない児童を労働者として使用することは原則として禁じられている。ただ、非工業的な事業に係る職業で、児童の健康と福祉に有害でなく、かつその労働が軽易なものについては、労働基準監督署長の許可を受けて児童の修学時間外に使用することができる。ただし、この場合においても映画の製作、演劇の事業を除き12才以上の年齢に達していることが必要である。

ここで「最低年齢未満の児童の労働」というのは、これら12才以上15才未満（映画の製作、演劇の事業における12才未満を含む）の児童の労働というのであるが、わが国の教育制度から言えば、これらの児童はあたかも義務教育課程にあって修学中であり、学業の上に更に労働という負担がかかることから労働面における保護については特別に深い配慮が必要とされるのである。

修学のかたわら労働に従事するいわゆるアルバイトは、近來の求人難を反映してこれを求める事業が増大しているものと思われるが、最近は義務教育の課程にある生徒にまでこれが及んでいると推察されるところから、労働省婦人少年局は、昭和38年10月、全国6大都市ほか農業都市・工業都市・商業都市各5計21都市の中学校160校について、同年6月～8月の間にアルバイトに従事した全生徒を対象として実態調査を実施している。以下この調査結果から15才未満の児童の労働実態について述べよう。

まず、アルバイトを始めた理由としては、常時アルバイトでは「こづかいを得るため」というのが34.3%、「買いたいものがあるから」が30.2%「貯金をするため」が27.3%「家のくらしを助けるため」が18.2%みられ

る。これが夏期アルバイトでは、「買いたいものがあるから」が36%、「こづかいを得るため」が32.6%、「貯金をするため」が16.7%、「家のくらしを助けるため」が9.9%、となり、夏期アルバイトでは得た賃金で特別の買物をするという賃金の使途を特定してそれに向って努力するという意思を示している者が多い。また、「家のくらしを助けるため」というのは、常時アルバイトで18.2%、夏期アルバイトで9.9%あり、常時アルバイトの方が約2倍近く多いが、このことは、アルバイト生徒の家庭のうち生活保護法の適用を受けているものが、常時アルバイトで24.1%夏期アルバイトで18.2%あることと併せて注目すべき点と思われる。

つぎに、アルバイトも雇用形態から言えば、常時的なもの、臨時的・季節的なもの、勤務形態から言えば、連日勤務、隔日勤務、パートタイム勤務、フルタイム勤務等各種のものが見られるが、全生徒のうち平均5.4%の者が何れかの形においてアルバイトに従事している。これを、学校における修学時間との関連において、便宜上修学期に就労するアルバイト（以下「常時アルバイト」という）と夏期休暇中にのみ就労するアルバイト（以下「夏期アルバイト」という）に大別して述べることにする。

全アルバイトのうち、常時アルバイトは22.6%、夏期アルバイトは76%（このほか常時アルバイトのほか、夏期休暇中にさらに他のアルバイトに従事している者が1.4%ある）と夏期アルバイトは圧倒的に多いが、このことは常時アルバイトが228職種、夏期アルバイトが668職種と、その職種についても言われる。職種の主な内訳は、常時アルバイトでは販売員が59.4%、建築木工その他の作業従事者が27%、単純労働者4.6%、その他22.2%となっており販売員が多数を占めているが、夏期アルバイトでは、建築木工その他の作業従事者が最も多くて33%、ついで販売員が29.6%、金属電気機械器具製造修理関係従事者13.4%、単純労働者11%、その他10.4%となっている。

アルバイト先の事業所の規模は、常時アルバイト、夏期アルバイトとも労働者数30人未満の事業所が多い。

第29表 年少者の事業所規模別就労状況

規 模				1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
15才未満	18才未満	15才以上	18才以上	% 20.0	% 17.3	% 9.6	% 11.2	% 16.6	% 25.3
15才未満	常時アルバイト			69.7	14.5		3.0	2.7	10.1
	夏期アルバイト			48.9	21.0		11.6	4.2	14.2

資料 出所労働省労働基準局 昭和38年4月現在「労働基準法適用事業場および労働者数」

労働省婦人少年局 「アルバイト中学生徒の労働実態調査」

実労働時間は、常時アルバイトでは、1時間～1時間29分のものが12.9%、1時間30分～1時間59分が15%、2時間～2時間29分が14%で、1時間未満のものを含めて2時間30分未満のものの合計は44.2%となっている。つぎに夏期アルバイトでは、7時間未満のものが24.0%、7時間～8時間未満が23.5%、8時間～8時間29分が31.2%となっている。

連日勤務の者の8月中の休日回数は、常時アルバイトでは、休日なしが36.1%、2回が20.1%、週休が19.1%となっており、夏期アルバイトでは週休が一番多く46.2%、休日なしが18.2%、3回が8.9%の順になっている。

このように労働時間、休日については良好でないものも若干みられ就労保護について考慮の必要があると思われる。

賃金は、常時アルバイトでは月給制が多く53.4%を占め、夏期アルバイトでは日給制が多く64.9%を占めているが、パートタイムの関係もあって時間給も若干見られる。金額は、時間給では30円～39円が最も多く33.3%

ついで40円～49円の28.2%、50円～59円の24.1%の順で最低は10円から最高150円となっている。日給では300円～399円がで最も多く、ついで200円～299円が23.1%、400円～499円が16.1%の順で、中には1,500円という高額のものもみられるが、94.4%という大部分のものは500円未満である。月給では最低1,000円から最高13,000円までであるが、3,000円～3,999円が最も多く19.9%、ついで2,000円～2,999円の14.0%、4,000円～4,999円の13.5%の順となっている。

つぎに、15才未満の児童を労働者として使用するには、親権者又は後見人の同意書のほか児童の修学に差支えない旨の学校長の証明書を添付して労働基準監督署長の許可を受けなければならないが、この学校長の証明状況についてみると、常時アルバイトでは、アルバイトしようとする生徒全員に対し証明を行っている学校は16.3%、40～59%の生徒に行っている学校は6.9%となっているが、まったく証明を行っていない学校が45%みられる。夏期アルバイトの場合は、生徒全員に対して証明を行っている学校は11.9%で、まったく証明を行っていない学校は69.5%となっている。

常時アルバイトの学校における出欠状況を昭和38年6月についてみると、事故欠席5日以上のもものが3.4%あり、毎月ほぼこの程度の欠席があるものとして推計すると、年間通算50日以上事故欠席をするいわゆる長欠就労者は約3%程度になるものと推定される。

以上中学生のアルバイト（15才未満の児童の就労）について調査結果の概要を述べたが、これからするとその労働実態は必ずしも労働基準法の定めにそったものとは認め難く、労働時間、休日、特に労働基準法第57条の学校長の証明等について考慮すべき点がみられる。また、最近特に注目をひいているアルバイトとして新聞配達児童、ゴルフ・キャディ、ラジオ・テレビ出演児童があり、これらのものについては既に婦人少年局がそれぞれ昭和35年、昭和36年に調査を実施しているが、その結果は上記中学生ア

アルバイト調査の結果と同様、労働時間、休日の面に必ずしも良好とはいえない点が若干みられたほか、児童の学業、精神的な面に及ぼす影響についても、学校又は担当教師よりのかなり批判的な意見がみられた。

このような実状のもとにおいては、「すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される」という児童憲章の理念を再確認し、関係諸機関の適切な施策はもち論、事業主、家庭、地域の人々の積極的な理解と協力が強く要望されるところである。

第30表 地域・性・年齢・学年・通勤住込別アルバイト生徒数

地 域 区 分		計	農業都市	商業都市	工業都市	6大都市
性 別	計	6,228人 100%	181人 100%	208人 100%	406人 100%	5,433人 100%
	男	62.2	62.4	73.1	63.8	61.6
	女	37.8	37.6	26.9	36.2	38.4
年 齢	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	12才	6.3	3.9	10.6	4.2	6.3
	13才	26.9	25.4	27.4	21.4	27.3
	14才	42.2	44.1	40.3	45.6	42.1
	15才	24.2	26.0	21.2	27.8	23.9
	16才	0.4	0.6	0.5	1.0	0.4
学 年	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1年	15.8	14.4	21.6	11.1	16.0
	2年	41.2	35.9	43.8	41.6	41.2
	3年	43.0	49.7	34.8	47.3	42.8
通 勤 住 込	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	通 勤	94.0	93.9	91.3	93.1	93.9
	住 込	6.0	6.1	8.7	6.9	5.9

資料出所 労働省婦人少年局 「アルバイト中学生徒労働実態調査」

附 属 統 計 表

及び

附録 勤勤青少年ホーム設置一覧

第1表 就業状態別 15才

(単位 千人)

区 分	昭和34年11月			昭和35年11月		
	計	男	女	計	男	女
15才以上の人口	65,060	31,460	33,600	65,990	31,910	34,080
労働力人口	45,000	26,520	18,480	45,750	27,050	18,700
{ 総 数	45,000	26,520	18,480	45,750	27,050	18,700
{ 就業者	44,560	26,280	18,280	45,420	26,880	18,550
{ 総 数	44,560	26,280	18,280	45,420	26,880	18,550
{ 自営業主	11,010	8,140	2,870	10,940	8,080	2,860
{ 家族従業者	13,030	3,750	9,280	11,960	3,260	8,700
{ 雇用者	20,470	14,360	6,120	22,490	15,520	6,970
{ 完全失業者	440	250	200	330	170	160
非労働力人口	19,990	4,900	15,090	20,060	4,790	15,300
15～19才の人口	9,190	4,770	4,420	8,880	4,420	4,470
労働力人口	4,520	2,480	2,040	4,380	2,320	2,060
{ 総 教	4,520	2,480	2,040	4,380	2,320	2,060
{ 就業者	4,470	2,450	2,020	4,340	2,300	2,050
{ 総 教	4,470	2,450	2,020	4,340	2,300	2,050
{ 自営業主	* 40	* 20	* 20	* 40	* 20	* 20
{ 家族従業者	1,580	920	660	1,160	670	490
{ 雇用者	2,850	1,510	1,340	3,140	1,610	1,540
{ 完全失業者	* 50	* 30	* 20	* 40	* 30	* 10
非労働力人口	4,660	2,280	2,380	4,490	2,080	2,410

注) 1) 数字はすべて調査結果の実数に推定率を乗じたものの千以下を4捨5入した結果であるから内訳の合計に必ずしも一致しない

2) 従業上の地位(自営業主・家族従業者・雇用者)はおもな仕事によって分類されている。

3) * 印の数字は誤差率が大きいため特に注意して使用されたい。

4) 33年は14才を含む。

資料出所 総理府統計局「労働力調査」

以上人口の推移

昭和36年11月			昭和37年11月			昭和38年11月		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
66,500	32,150	34,350	68,210	33,000	35,210	70,040	33,900	36,140
46,420	27,290	19,120	46,480	27,650	18,830	47,060	28,140	18,920
46,000	27,130	18,870	46,140	27,470	18,680	46,740	27,990	18,750
10,040	7,340	2,690	9,850	7,310	2,540	10,110	7,380	2,740
11,400	3,050	8,350	10,860	2,830	8,030	10,510	2,710	7,800
24,540	16,730	7,820	25,410	17,310	8,100	26,080	17,870	8,210
410	160	250	340	180	160	330	160	170
22,060	4,840	15,220	21,700	5,320	16,370	22,960	5,760	17,210
8,880	4,510	4,370	9,310	4,730	4,590	9,840	4,990	4,850
4,330	2,220	2,120	3,950	2,000	1,960	3,820	1,950	1,860
4,260	2,180	2,070	3,920	1,970	1,940	3,790	1,940	1,850
* 50	* 30	* 20	* 20	* 10	* 10	* 20	* 10	* 0
1,010	600	410	750	450	310	740	440	300
3,200	1,560	1,640	3,140	1,510	1,620	3,020	1,480	1,540
* 70	* 30	* 50	* 40	* 20	* 20	* 30	* 20	* 20
4,540	2,280	2,260	5,360	2,730	2,630	6,030	3,030	2,980

第2表 職業別就業者数

(昭和38年平均)

(単位 千人)

区 分	総 教			15 ~ 19才		
	計	男	女	計	男	女
総 数	46,130	27,720	18,410	4,020	2,060	1,970
専門的技術的職業	2,290	1,440	850	100	20	90
管 理 的 職 業	960	930	30	0	0	0
事 務	5,840	3,560	2,280	580	150	420
販 売	5,390	2,970	2,420	390	180	210
農 林 漁 業	12,910	6,190	6,720	630	370	250
採 鉱 採 石	250	230	20	0	0	0
運 輸 通 信	1,720	1,510	210	130	70	50
技能工・生産工程従事者	11,500	8,000	3,490	1,660	990	670
単 純 労 働 者	2,210	1,540	670	210	160	50
サ ー ビ ス 職 業	3,030	1,320	1,700	320	100	220

注) 1 表の注参照

資料出所 総理府統計局「労働力調査」

第3表 産 業 別 就

区 分	昭和34年 6 月		昭和35年 6 月	
	計	男	計	男
総 数				
全 産 業	45,390	26,470	45,990	26,950
農 林 業	17,660	8,120	16,660	7,780
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	550	490	500	410
鉱 業	660	580	490	450
建 設 業	2,130	1,900	2,120	1,860
製 造 業	8,160	5,480	9,370	6,110
卸小売及び金融保険不動産業	7,730	4,250	9,790	4,500
運輸通信及びその他公益事業	2,190	1,900	2,430	2,140
サ ー ビ ス 業	4,870	2,470	5,170	2,630
公 務	1,440	1,270	1,270	1,060
15 ～ 19 才				
全 産 業	5,010	2,520	4,840	2,420
農 林 業	1,530	750	1,210	650
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	60	50	40	30
鉱 業	30	20	10	10
建 設 業	190	170	150	130
製 造 業	1,510	780	1,770	840
卸小売及び金融保険不動産業	940	430	940	470
運輸通信及びその他公益事業	150	100	150	100
サ ー ビ ス 業	520	180	510	150
公 務	80	50	60	40

注) 1 表の注参照

資料出所 総理府統計局「労働力調査」

業 者 数

(単位 千人)

昭和36年 6 月		昭和37年 6 月		昭和38年 6 月	
計	男	計	男	計	男
45,870	27,030	47,060	27,700	46,130	27,720
16,380	7,630	14,870	6,790	12,400	5,800
530	440	590	460	560	430
440	410	480	430	400	360
2,130	1,870	2,470	2,130	2,730	2,370
9,490	6,270	10,640	7,030	11,120	7,310
8,050	4,570	8,550	4,730	8,950	4,970
2,500	2,140	2,570	2,210	2,770	2,400
5,090	2,620	5,540	2,790	5,720	2,830
1,220	1,060	1,330	1,110	1,450	1,220
4,280	2,110	4,510	2,300	4,020	2,060
940	480	750	420	590	350
40	40	40	30	40	30
20	10	20	10	10	10
160	150	190	170	170	150
1,620	750	1,780	890	1,640	820
840	410	930	420	850	390
160	110	170	110	170	110
430	120	560	180	480	160
70	50	80	50	70	50

第4表 業種別、規模

業 種 \ 規 模		計	1 ~ 9 人
計		1,869,415	1,457,921
1 号	小食料品製造業	501,598	338,169
	織・繊維工業	75,838	56,898
	衣服・繊維製品製造業	57,723	38,327
	木材・木製品製造業	36,397	28,613
	出版・印刷業	69,227	51,672
	化学工業	16,675	9,696
	窯業・土石製品製造業	16,621	7,972
	金属工業	21,230	14,500
	機械器具製造業	57,692	33,734
	電気機械器具製造業	50,250	29,414
	輸送用機械器具製造業	12,920	5,810
	電気・ガス・熱供給・水道業	13,105	7,306
	その他の製造業	7,825	4,470
2 号	計	66,095	49,757
	小石炭・石油・天然ガス・熱電気の製造業	13,509	8,872
	金属採掘業	1,252	265
	非金属採掘業	161	433
	土石採取業	907	446
3 号	土壌改良業	10,389	7,728
4 号	建築業	186,570	123,126
	小鉄道、軌道、自動車、航空	39,352	19,693
	自働車	11,888	5,110
5 号	計	27,464	19,583
	小陸上貨物取扱業	12,687	6,172
	港・湾・河・湖・沼・池・水田・農地・漁業・畜産・水産・商業・金融・融・広・演・劇・信・究・生・楽・殺・署・他	10,622	5,506
6 号	陸上貨物取扱業	2,065	666
7 号	農林業	92,513	84,421
8 号	畜産・水産	19,370	15,988
9 号	商業	582,138	514,746
10 号	金融・融・広・演・劇・信・究・生・楽・殺・署・他	35,086	17,855
11 号	映画・演・劇・信・究・生・楽・殺・署・他	7,353	4,209
12 号	通・教・育・研・究・生・楽・殺・署・他	18,493	10,768
13 号	保健・衛・生・楽・殺・署・他	41,757	36,460
14 号	保健・客・娛・と	58,306	51,019
15 号	接客・掃・と	192,474	176,600
16 号	清掃・公	3,888	2,685
17 号	官公庁その他	11,145	9,242
17 号	その他	53,176	37,896

資料出所 労働省労働基準局「労働基準法適用事業場及び労働者数」

別適用事業場数

(昭和38年4月1日現在)

10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
281,772	67,720	36,256	19,515	6,231
106,812	26,610	16,575	9,833	3,599
13,376	2,728	1,555	1,062	219
12,584	2,981	2,030	1,248	553
5,537	1,210	699	302	36
13,633	2,479	1,049	339	55
4,692	1,232	696	291	78
4,343	1,576	1,156	990	584
4,167	1,082	803	513	165
15,264	4,186	2,679	1,349	480
12,968	3,638	2,394	1,348	488
3,565	1,329	1,011	824	381
3,200	1,039	759	509	292
2,030	409	382	397	137
11,453	2,721	1,372	661	131
2,989	699	444	308	197
326	189	173	160	139
250	93	75	67	43
262	81	70	37	11
2,151	336	126	44	4
45,927	11,813	4,134	1,304	266
10,532	3,444	2,837	2,159	687
3,464	1,068	947	891	408
7,068	2,376	1,890	1,268	279
3,515	1,294	850	682	174
2,903	977	617	499	120
612	317	233	183	54
6,591	1,052	333	92	24
2,811	379	144	45	3
52,003	9,568	4,006	1,479	336
10,365	3,768	2,081	770	247
2,792	231	68	35	18
4,650	1,130	974	750	221
3,405	1,187	494	171	40
4,317	1,283	971	640	76
12,476	2,137	763	431	67
698	216	166	109	14
1,088	402	277	93	43
10,801	2,507	1,139	614	219

第5表 都道府県別、規模別適用事業場数

(昭和38年4月1日現在)

都道府県別			規 模 別	計	1～9人	10～29人
合 計				1,869,415	1,457,921	281,772
北海道	青森	岩手	宮城	86,389	68,845	11,992
				20,682	16,732	2,989
				22,749	19,204	2,446
				26,452	21,968	3,063
				22,016	18,709	2,320
山形	福島	茨城	栃木	22,663	18,748	2,750
				32,370	27,326	3,481
				28,055	22,686	3,683
				24,253	19,957	2,975
				30,356	23,915	4,536
埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	37,866	29,600	5,378
				40,594	33,170	5,437
				292,687	218,640	48,134
				109,554	88,318	14,415
				46,535	37,573	6,490
新潟県	富山県	石川県	福井県	19,826	15,591	2,988
				19,843	15,504	3,153
				15,175	11,830	2,441
				12,487	9,931	1,818
				33,790	25,542	5,693
岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	33,943	26,542	5,263
				60,074	46,448	9,451
				84,021	57,421	18,312
				34,904	27,374	5,360
				19,175	16,244	2,103
東京都	大阪府	兵庫県	奈良県	44,670	36,325	5,842
				138,842	96,288	27,719
				83,019	67,462	9,742
				12,989	10,052	2,060
				22,696	16,283	5,011
鳥取県	岡山県	広島県	山口県	14,479	12,193	1,770
				18,292	14,973	2,673
				26,549	21,269	3,562
				41,901	32,454	6,504
				31,620	25,698	4,200
徳島県	香川県	愛媛県	高知県	14,153	11,679	1,821
				17,582	14,030	2,552
				27,832	22,819	3,648
				16,322	13,065	2,429
				61,664	48,578	8,556
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	16,548	13,953	1,886
				20,043	15,578	3,173
				27,090	22,154	3,629
				18,217	14,874	2,492
				15,903	12,251	2,669
宮城県	鹿児島県		沖縄県	22,545	18,148	3,163

資料出所 第4表参照

30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
67,720	36,256	19,515	6,231
3,059	1,440	815	238
507	270	147	33
569	307	180	41
736	410	229	46
568	240	143	36
628	319	181	37
828	427	225	83
892	489	241	64
610	416	217	78
946	577	310	72
1,305	947	494	142
945	631	320	91
14,494	6,831	3,445	1,143
3,350	1,978	1,068	425
1,240	756	378	98
534	394	200	119
603	327	191	65
446	276	145	37
446	183	91	18
1,321	732	384	118
1,212	523	287	116
2,147	1,124	688	216
4,207	2,325	1,321	435
1,297	513	262	98
440	183	149	56
1,197	719	418	169
7,475	4,273	2,392	695
2,738	1,732	990	355
499	236	123	19
796	386	179	41
277	136	85	18
364	172	92	18
802	508	295	113
1,498	834	458	153
848	500	281	93
338	191	93	25
537	276	151	36
701	381	231	52
506	196	101	25
2,229	1,353	678	270
368	208	98	35
699	343	182	68
733	363	162	49
462	266	118	32
632	214	114	23
691	343	163	37

第6表 業種別，規模別適用事業場年少労働者数

業 種		規 模	計	1～9人
計			1,434,591	287,229
1号	小食料品製造計	業	981,639	91,574
	織維製品製造業	業	64,948	11,372
	衣服、織維製品製造業	業	229,305	11,865
	木材、版、学	業	50,458	9,947
	出版、印刷	業	31,412	7,988
	化学工業	業	22,095	3,424
	窯業	業	70,067	2,004
	金属工業	業	24,617	1,508
	機械器具製造業	業	116,498	11,101
	電気機械器具製造業	業	135,309	11,385
2号	電送用ガスの他	業	112,895	3,252
	電送用ガスの他	業	54,339	3,097
	電送用ガスの他	業	2,932	122
	電送用ガスの他	業	66,764	14,509
3号	小石炭、石油、金属採取	業	1,809	359
	小石炭、石油、金属採取	業	467	1
	小石炭、石油、金属採取	業	345	9
	小石炭、石油、金属採取	業	231	20
4号	土	業	766	329
	土	業	27,796	8,519
5号	小鉄道、軌道、水運、航空	業	31,342	985
	小鉄道、軌道、水運、航空	業	3,455	159
6号	自動車	業	27,887	826
	自動車	業	3,489	332
7号	小陸上貨物取扱役	業	2,928	320
	小陸上貨物取扱役	業	561	12
8号	農	業	3,493	2,422
9号	畜産、水	業	2,698	813
10号	商	業	295,762	146,283
11号	金融、広	業	7,091	1,344
12号	映画、演	業	2,607	606
13号	通	業	2,954	264
14号	教育、研	業	4,477	1,190
15号	保健、衛生	業	25,700	12,871
16号	接客、娛	業	31,886	16,306
17号	清掃、と	業	328	65
18号	官公	業	794	297
19号	その他	業	10,726	2,999

資料出所 第4表参照

10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
248,299	137,157	161,005	237,739	363,162
136,901	90,812	123,485	198,528	340,339
12,766	6,750	7,651	13,669	12,740
22,801	14,209	22,246	46,427	111,757
10,111	5,847	7,993	10,616	5,944
7,954	3,553	3,899	4,535	3,483
5,701	3,774	3,793	3,286	2,117
4,462	4,437	5,746	13,662	39,755
2,315	2,139	4,290	7,085	7,280
23,288	15,141	22,287	24,334	20,347
20,639	15,565	20,640	29,130	37,950
6,592	5,954	9,841	23,638	63,618
5,257	4,187	5,448	9,862	26,488
310	253	346	1,027	874
14,705	9,003	9,305	11,256	7,986
315	146	152	278	559
13	45	34	124	250
24	18	24	55	215
26	22	37	35	91
252	61	57	64	3
8,446	3,972	3,113	2,804	942
2,391	1,924	4,122	12,023	9,897
436	205	434	771	1,430
1,955	1,719	3,688	11,232	8,467
587	500	462	835	773
499	439	376	677	617
88	61	86	158	156
579	204	144	94	50
968	444	256	198	19
80,417	30,852	21,552	12,335	4,323
1,948	1,151	751	967	930
1,374	240	86	194	107
403	329	458	814	686
350	240	530	309	1,858
4,222	2,211	2,275	3,499	612
5,704	2,685	1,923	3,799	1,469
50	48	57	105	3
156	77	156	77	31
3,488	1,322	1,473	880	564

第7表 業種別労働基準法適用事業場年少労働者の推移

(昭和34年～昭和38年)

業 種	昭和34年	昭和35年	昭和36年	昭和37年	昭和38年
合 計	1,000,106	1,130,811	1,254,913	1,350,559	1,434,591
1号 工 業	695,957	778,180	874,793	947,938	981,639
2号 鉱 業	4,812	4,093	3,042	2,456	1,809
3号 土 建	16,829	20,325	23,504	25,657	27,796
4号 交 通	18,264	21,181	23,542	24,553	31,342
5号 貨 物 取 扱	2,689	2,763	3,480	3,649	3,489
6号 農 林	6,472	6,159	5,433	4,302	3,493
7号 畜 産, 水 産	3,481	3,318	3,266	2,670	2,698
8号 商 業	189,370	220,984	240,718	259,139	295,762
9号 金 融, 広 告	5,297	5,625	5,702	5,769	7,091
10号 映 画, 演 劇	3,092	3,265	3,459	3,489	2,607
11号 通 信	3,556	4,247	3,382	3,554	2,954
12号 教 育 研 究	2,620	2,774	2,628	3,866	4,477
13号 保 健, 衛 生	19,374	21,324	22,955	22,856	25,700
14号 接 客, 娛 楽	19,787	25,524	27,010	29,106	31,886
15号 清 掃, と 殺	273	513	325	310	328
16号 官 公 署	1,091	992	907	833	794
17号 そ の 他	7,142	9,614	10,767	10,542	10,726
$\frac{\text{年少労働者数}}{\text{総労働者数}} \times 100$	6.8%	6.9%	6.7%	6.5%	6.2%

注) 1) 昭和34年～37年は1月1日現在, 38年は4月現在

2) 年少労働者とは18才未満

資料出所 労働省労働基準局「労働基準法適用事業場数及び労働者数」

第8表 卒業後の状況

区 分		卒業者	進学者	就職者	就職進学者	無業者	その他	
中 学 校	実 数	昭和34年 3 月	1,974,872	1,035,055	727,183	58,668	135,011	18,955
		昭和35年 3 月	1,770,483	971,951	633,224	50,473	101,673	13,162
		昭和36年 3 月	1,401,646	830,917	458,863	42,001	61,323	8,542
		昭和37年 3 月	1,947,657	1,191,414	596,500	55,900	91,354	12,489
		昭和38年 3 月	2,491,231	1,592,533	691,973	71,871	105,248	29,606
	比 率	男	1,271,978	821,736	348,059	48,435	40,305	13,443
		女	1,219,253	770,797	343,914	23,436	64,943	16,163
		昭和34年 3 月	100.0	52.4	36.8	3.0	6.8	1.0
校 率	昭和35年 3 月	100.0	54.9	35.8	2.9	5.7	0.7	
	昭和36年 3 月	100.0	59.3	32.7	3.0	4.4	0.6	
	昭和37年 3 月	100.0	61.2	30.6	2.9	4.7	0.6	
	昭和38年 3 月	100.0	63.9	27.8	2.9	4.2	1.2	
	男	100.0	64.6	27.4	3.8	3.2	1.0	
	女	100.0	63.2	28.2	1.9	5.3	1.4	

資料出所 文部省「学校基本調査」

第9表 中学校卒業者の産業部門別就職状況

産業		昭和34年	昭和35年	昭和36年	昭和37年	昭和38年
実数	合 計	785,581	683,697	500,864	652,400	763,844
	第一次産業	133,554	94,553	49,428	63,142	74,672
	第二次産業	412,664	420,538	337,917	436,140	486,717
	第三次産業	239,633	168,606	113,519	153,118	202,455
	%	%	%	%	%	%
比率	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	第一次産業	17.0	13.8	9.9	9.7	10.2
	第二次産業	52.5	61.5	67.7	66.8	63.8
	第三次産業	30.5	24.7	22.4	23.5	21.4

注) 第一次産業とは農業、林産及び狩猟業、漁業及び水産養殖業

第二次産業とは、鉱業、建設業、製造業

第三次産業とは卸売及び小売業、金融保険及び不動産業、運輸通信及び

その他の公益事業、サービス業、公務その他

資料出所 文部省「学校基本調査」

第10表 都道府県別中学校卒業者の卒業後の状況

(昭和38年3月卒)

	A 総 数	B 進 学 者	C 就職者	D 就 職 進学者	E 無業者	F その他	G ※ 全就職者
昭和38年3月	2,491,231	1,592,533	691,973	71,871	105,248	29,606	90,166
立 立	11,683	11,527	64	8	55	29	4
国公立	2,387,409	1,489,886	691,483	71,810	104,756	29,474	90,066
私立	92,139	91,120	426	53	437	103	96
総数の内訳							
北海道	131,871	77,484	36,970	6,107	8,123	3,187	9,742
青 森	40,647	19,617	15,076	1,104	3,310	1,540	4,806
岩 手	39,358	20,039	13,828	793	4,079	619	2,829
宮 城	49,909	29,074	14,053	1,114	5,442	226	2,635
秋 田	38,101	21,792	12,429	966	2,020	894	2,335
山 形	35,066	20,159	11,040	890	2,912	65	1,986
福 島	60,447	33,798	22,249	1,038	3,094	268	3,895
茨 城	57,900	30,910	22,822	904	2,424	840	5,084
栃 木	45,306	24,049	17,477	885	2,697	198	1,844
群 馬	45,747	26,030	16,306	1,877	973	561	1,971
埼 王	65,522	39,557	20,983	2,165	2,367	450	2,398
千 葉	63,557	38,027	19,777	1,368	3,829	556	3,075
東 京	219,892	176,275	29,093	9,198	5,129	197	2,893
神 奈 川	85,898	62,003	18,156	2,622	2,067	1,050	1,039
新 潟	70,499	37,452	25,802	4,170	2,042	1,033	6,592
富 山	31,866	20,974	8,208	1,415	728	541	473
石 川	30,166	17,956	9,942	910	992	366	1,129
福 井	21,298	12,968	6,906	550	627	247	626
山 梨	22,036	14,835	5,707	768	618	108	761
長 野	52,582	34,012	14,230	2,082	1,634	624	874
岐 阜	46,078	25,596	16,586	1,729	1,231	936	966

資料出所 文部省「学校基本調査」

注) ※全就職者(C+D)のうち、自家、自営業に就いた者(再掲)。

		A 総 数	B 進 学 者	C 就学者	D 就 職 進学者	E 無学者	F その他	G 全就職者
静 岡		76,478	47,719	23,937	1,655	1,577	1,590	1,659
愛 知		106,687	72,317	27,744	1,782	4,559	285	2,010
三 重		40,470	23,493	14,156	1,109	1,460	252	1,232
滋 賀		21,501	12,852	6,722	302	1,423	202	561
京 都		50,682	35,991	11,367	1,615	1,305	404	968
大 阪		130,015	93,685	25,806	4,980	3,098	2,446	1,923
兵 庫		99,169	68,050	24,860	3,521	1,723	1,015	1,971
奈 良		19,679	13,492	4,436	473	874	804	483
和 歌 山		27,206	17,022	7,821	1,011	866	486	687
鳥 取		17,038	12,042	3,976	75	607	338	391
鳥 根		26,987	15,652	9,360	368	1,450	157	658
岡 山		45,460	32,598	10,162	844	1,504	352	641
広 島		59,151	44,933	11,247	1,583	851	537	483
山 口		42,689	31,068	8,330	897	1,604	790	429
徳 島		26,504	15,712	9,393	371	860	168	746
香 川		27,933	20,412	6,337	760	309	115	527
愛 媛		44,059	26,529	14,887	1,176	801	666	1,288
高 知		23,921	13,131	8,801	649	618	722	1,110
福 岡		102,989	74,146	20,768	1,539	4,976	1,560	1,685
佐 賀		24,969	15,555	6,923	641	1,348	502	1,364
長 崎		47,787	23,456	17,403	1,446	4,600	882	2,497
熊 本		51,208	28,539	17,658	782	3,877	352	4,566
大 分		34,879	24,419	8,256	486	1,176	542	1,019
宮 崎		33,603	15,726	13,686	324	3,734	133	2,032
鹿 児 島		56,421	31,387	20,297	827	3,710	200	1,283

第11表 中学校卒業者の就職状況

1. 産業別

区 分	計	男	女
総数	763,844	396,494	367,350
農業	64,368	37,723	26,645
林業	1,637	1,346	291
漁業	8,667	7,197	1,470
鉱業	668	589	79
建設業	23,854	23,182	672
製造業	462,195	240,895	221,300
食品製造業	30,592	14,034	16,558
繊維製品製造業	95,356	8,723	86,633
木材製品製造業	47,582	6,036	41,546
家具、装具、印刷、出版、化学製品、石油製品、皮革、窯業、鉄、非金属、機械、電気、輸送機器、測定機器、卸、卸小、金、不運、運通、電サ	11,409	9,679	1,730
繊維製品製造業	6,809	6,008	801
繊維製品製造業	8,306	4,640	3,666
繊維製品製造業	10,645	7,182	3,463
繊維製品製造業	12,634	5,931	6,703
繊維製品製造業	1,108	840	268
繊維製品製造業	11,379	4,890	6,489
繊維製品製造業	3,985	2,782	1,203
繊維製品製造業	8,129	4,907	3,222
繊維製品製造業	8,353	7,986	367
繊維製品製造業	6,586	5,251	1,335
繊維製品製造業	58,675	51,642	7,033
繊維製品製造業	44,967	38,467	6,500
繊維製品製造業	49,204	28,379	20,825
繊維製品製造業	17,492	16,025	1,467
繊維製品製造業	4,421	2,441	1,980
繊維製品製造業	24,563	15,052	9,511
繊維製品製造業	70,104	32,801	37,303
繊維製品製造業	16,459	9,845	6,614
繊維製品製造業	53,645	22,956	30,689
繊維製品製造業	1,073	223	850
繊維製品製造業	203	77	126
繊維製品製造業	19,052	10,156	8,896
繊維製品製造業	17,562	9,177	8,385
繊維製品製造業	1,490	979	511
繊維製品製造業	3,589	3,214	375
繊維製品製造業	80,731	25,533	55,198
繊維製品製造業	46,809	10,337	36,472
繊維製品製造業	16,080	11,547	4,533
繊維製品製造業	1,178	273	905
繊維製品製造業	16,664	3,376	13,288
繊維製品製造業	2,514	849	1,665
繊維製品製造業	52,189	12,709	12,480

注) この表の就職者数には、就職進学者を含めている。

資料出所 文部省「学校基本調査」

第12表 中学校卒業者の就職状況（つづき）

2. 職 業 別

区 分	計	男	女
総 教	763,844	396,494	367,350
事 務 従 事 者	14,762	2,387	12,375
販 売 従 事 者	63,609	29,908	33,701
農 林 業 作 業 者	65,793	39,017	26,776
漁 業 作 業 者	8,590	7,232	1,358
採 鉱・採 石 作 業 者	841	787	54
運 輸・通 信 従 事 者	18,055	9,896	8,159
技能工・生産工程作業 者	472,457	262,629	209,828
金 属 材 料 製 造 作 業 者	21,227	19,354	1,873
金 属 加 工 作 業 者	87,650	78,301	9,349
電 気 機 械 器 具 組 立・修 理 作 業 者	55,729	35,072	20,657
製 糸・紡 織 作 業 者	100,594	8,688	91,906
裁 断・縫 製 作 業 者	41,159	5,278	35,881
飲 食 料 品 製 造 作 業 者	28,385	13,757	14,628
上記以外の技能工・生産工程作業 者	137,713	102,179	35,534
単 純 労 働 者	21,164	12,761	8,403
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	70,458	18,248	52,210
家事サービス職業従事 者	15,406	1,931	13,475
対個人サービス職業従事 者	37,474	9,370	28,104
その他のサービス職業従事 者	17,578	6,947	10,631
上 記 以 外 の も の	28,115	13,629	14,486

第13表 中学校卒業者の産業、規模

		規 模 性	合 計			500 人 以 上		
			計	男	女	計	男	女
求 人	合 計		1,395,682	672,460	723,222	215,814	55,075	160,739
	A, B, C 農, 林, 水産業		2,098	1,218	880	226	54	172
	D 鉱 業		427	366	61	163	151	12
	E 建設業		34,845	33,911	934	1,753	1,641	112
	F 製造業		1,083,730	491,018	592,712	185,902	43,939	141,963
	18 食品製造業		73,331	35,879	37,452	8,629	2,520	6,109
	20, 21 繊維, 衣服		390,078	54,013	336,074	85,489	3,085	82,404
	26, 27 化学関係工業		32,078	14,570	17,508	9,943	2,839	7,104
	33 金属製品製造業		105,657	87,034	18,623	3,930	3,032	898
	35 電気機器製造業		97,677	41,150	56,527	28,581	8,698	19,883
	34, 36~38 各種機器製造業		152,410	119,639	32,771	21,528	12,882	8,646
	G 卸売業, 小売業		148,569	93,007	55,562	3,789	1,612	2,177
	H, I 金融, 保険, 不動産業		1,508	363	1,145	289	38	251
	J 運輸通信業		29,781	10,267	19,514	20,146	4,973	15,173
	K 電気, ガス, 水道業		2,643	2,421	222	1,631	1,542	89
	L サブス業		90,735	38,922	51,813	1,202	480	722
	M 公務業務		1,322	954	368	713	645	68
	N 分類不能の産業		24	13	11	—	—	—
就 職 件 教	合 計		459,048	219,300	239,748	124,523	37,574	86,949
	A, B, C 農, 林, 水産業		620	371	249	110	16	94
	D 鉱 業		152	114	38	94	68	26
	E 建設業		11,000	10,638	362	787	753	34
	F 製造業		357,064	165,860	191,204	108,698	31,436	77,262
	18 食品製造業		21,547	8,628	12,919	4,318	1,258	3,060
	20, 21 繊維, 衣服		118,427	10,589	107,838	44,947	1,797	43,150
	26, 27 化学関係工業		14,247	5,545	8,702	6,904	1,989	4,915
	33 金属製品製造業		35,244	31,169	4,075	3,133	2,455	678
	35 電気機器製造業		40,224	19,625	20,599	18,308	6,947	11,361
	34, 36~38 各種機器製造業		62,481	51,080	11,401	14,984	10,123	4,861
	G 卸売業, 小売業		39,484	19,794	19,690	1,831	577	1,254
	H, I 金融, 保険, 不動産業		828	165	663	162	22	140
	J 運輸通信業		14,843	5,198	9,645	10,813	3,182	7,631
	K 電気, ガス, 水道業		1,588	1,361	227	929	816	113
	L サブス業		32,755	15,437	17,318	783	449	334
	M 公務業務		703	360	343	315	254	61
	N 分類不能の産業		11	2	9	1	1	—

資料出所 労働省職業安定局「職業安定業務月報」

及び性別求人数並びに就職者数

(昭和38年3月卒業)

499~100人			99~30人			29人以下		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
364,820	147,818	217,002	387,586	212,475	175,111	427,462	257,092	170,370
540	223	317	598	361	237	734	580	154
107	83	24	122	107	15	35	25	10
5,988	5,829	159	8,267	7,998	269	18,837	18,443	394
329,098	129,228	199,870	328,864	175,469	153,395	239,866	142,382	97,484
22,744	8,642	14,102	20,671	10,675	9,996	21,287	14,042	7,245
121,094	13,525	107,569	101,694	17,839	83,855	81,810	19,564	62,246
10,808	5,188	5,620	7,822	4,427	3,395	3,505	2,116	1,389
28,380	21,501	6,879	42,642	35,245	7,397	30,705	27,256	3,449
31,504	11,758	19,746	25,891	13,334	12,557	11,701	7,360	4,341
43,868	32,075	11,793	52,685	44,337	8,348	34,329	30,345	3,984
12,108	6,592	5,516	31,604	19,220	12,384	101,068	65,583	35,485
437	78	359	373	116	257	409	131	278
6,259	2,975	3,284	2,235	1,500	735	1,141	819	322
409	366	43	562	247	15	341	266	75
9,635	2,245	7,390	15,045	7,378	7,667	64,853	28,819	36,034
239	199	40	216	79	137	154	31	123
—	—	—	—	—	—	24	13	11
141,229	67,563	73,666	100,833	61,038	39,795	92,463	53,125	39,338
156	86	70	156	107	49	198	162	36
28	22	6	20	16	4	10	8	2
1,736	1,677	59	2,323	2,172	151	6,154	6,036	118
128,066	60,982	67,084	81,037	49,303	31,734	39,263	24,139	15,124
8,361	2,854	5,507	5,296	2,423	2,873	3,572	2,093	1,479
41,288	3,987	37,301	21,280	2,901	18,379	10,912	1,904	9,008
4,757	1,988	2,769	1,993	1,188	805	593	380	213
14,282	12,388	1,894	12,476	11,327	1,149	5,353	4,999	354
13,196	6,715	6,481	6,669	4,537	2,132	2,051	1,426	625
22,857	18,765	4,092	17,535	15,812	1,723	7,105	6,380	725
4,552	1,954	2,598	9,413	5,016	4,397	23,688	12,247	11,441
285	33	252	182	49	133	199	61	138
2,889	1,294	1,595	807	530	277	334	192	142
315	237	78	123	121	2	221	187	34
3,090	1,239	1,851	6,665	3,705	2,960	22,217	10,044	12,173
111	39	72	106	19	87	171	48	123
1	—	1	1	—	1	8	1	7

第14表 中 学 校 卒 業 者

送 出 地 受 入 地		合 計 (受 入)	北 海 道	青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形
合 計 (送出)		459,048	16,914	8,499	8,490	9,313	6,661	6,442
他県への送出合計		171,368	2,700	6,072	5,673	5,795	5,265	3,850
北 海 道	青森	14,356	14,214	27	82	—	8	15
	岩手	2,461	1	2,427	32	—	1	—
	宮城	2,820	—	1	2,817	2	—	—
	秋田	3,605	—	—	78	3,518	—	8
	山形	1,398	1	—	—	1	1,396	—
山 形	福島	2,594	—	—	—	2	—	2,592
	茨城	5,702	—	—	3	20	—	74
	栃木	5,771	6	3	28	21	36	22
	群馬	8,705	21	1	140	76	37	41
	群馬	9,118	26	9	22	23	8	52
埼 玉	千葉	16,409	105	267	586	549	333	335
	東京	7,938	103	218	253	48	55	145
	神奈川	69,529	1,226	2,984	2,724	3,421	2,491	2,116
	新潟	24,501	136	772	585	875	646	396
	新潟	7,918	—	—	—	—	3	4
富 山	石川	5,625	50	14	19	—	92	30
	福井	6,570	262	412	123	4	148	50
	山梨	5,057	115	139	1	5	9	6
	長野	2,971	28	18	86	36	133	4
	長野	8,777	1	3	33	20	27	8
岐 阜	静岡	14,502	73	105	34	5	185	38
	愛知	17,382	65	167	229	335	183	205
	愛知	59,867	408	779	530	290	821	203
	滋賀	8,911	16	3	2	25	—	58
	滋賀	5,005	—	90	66	1	10	—
京 都	大阪	10,638	11	21	—	—	9	6
	兵庫	52,037	39	17	4	11	26	25
	奈良	22,984	—	6	—	25	—	8
	和歌山	2,724	2	13	—	—	4	—
	和歌山	2,556	5	3	2	—	—	1
鳥 取	島根	970	—	—	—	—	—	—
	岡山	1,414	—	—	—	—	—	—
	広島	8,937	—	—	—	—	—	—
	山口	7,821	—	—	—	—	—	—
	山口	2,819	—	—	—	—	—	—
徳 島	香川	2,321	—	—	—	—	—	—
	愛媛	2,918	—	—	—	—	—	—
	高知	4,361	—	—	11	—	—	—
	福岡	1,042	—	—	—	—	—	—
	福岡	9,518	—	—	—	—	—	—
佐 賀	長崎	1,014	—	—	—	—	—	—
	熊本	1,825	—	—	—	—	—	—
	大分	1,846	—	—	—	—	—	—
	宮崎	1,283	—	—	—	—	—	—
	鹿児島	1,423	—	—	—	—	—	—
鹿 児 島	鹿児島	1,105	—	—	—	—	—	—

資料出所 第13表に同じ

(昭和38年3月卒業)

21

第14表 中 学 校 卒 業 者

送出地 受入地		富 山	石 川	福 井	山 梨	長 野	岐 阜	静 岡
合 計 (送出)		6,311	5,895	4,944	3,685	12,341	11,460	16,150
他県への送出合計		1,309	803	780	1,202	3,910	3,337	1,932
北 海 道	青森	—	1	—	—	—	—	—
	岩手	—	—	—	—	—	—	—
	宮城	—	—	—	—	—	—	—
山 形	福島	—	—	—	—	—	—	—
	茨城	—	—	—	1	—	—	—
	栃木	—	—	—	—	14	—	—
埼 玉	千代田	12	3	2	35	105	—	12
	東京	339	170	90	717	1,227	79	454
	神奈川	21	8	10	131	104	4	141
	新潟	—	—	—	—	2	—	—
富 山	石川	5,002	7	1	—	—	33	—
	福井	192	5,092	11	—	—	—	—
	山梨	—	—	4,164	—	4	23	—
	長野	3	—	—	2,483	24	—	1
岐 阜	愛知	28	19	18	—	273	8,123	22
	三重	19	3	—	186	148	714	218
	滋賀	323	172	128	78	1,491	2,770	1,066
	京都	45	4	14	—	472	308	208
大 阪	奈良	22	27	69	—	8	29	—
	和歌山	52	76	144	—	4	33	3
	奈良	242	288	283	2	7	46	16
	和歌山	11	18	10	—	6	5	2
鳥 取	島根	—	2	—	—	4	—	—
	岡山	—	—	—	—	—	—	—
	広島	—	—	—	—	—	—	—
徳 島	香川	—	—	—	—	—	—	—
	愛媛	—	—	—	—	—	—	—
	高松	—	5	—	—	—	—	—
福 岡	佐賀	—	—	—	—	—	—	—
	長崎	—	—	—	—	—	—	—
	熊本	—	—	—	—	—	—	—
	大分	—	—	—	—	—	—	—
鹿 児	宮崎	—	—	—	—	—	—	—
	鹿児島	—	—	—	—	—	—	—

の 県 外 就 職 状 況 (つづき)

[illegible]

第14表 中 学 校 卒 業 者

送出地 受入地		島 根	岡 山	広 島	山 口	徳 島	香 川	愛 媛
合 計(送 出)		6,429	6,950	8,024	6,393	6,386	4,858	10,589
他県への送出合計		5,032	1,821	1,612	3,752	4,074	2,250	6,400
北海道 北青岩宮秋	海	—	—	—	1	—	—	—
	道	—	—	—	—	—	—	—
	森	—	—	—	—	—	—	—
	手城田	—	—	—	—	—	—	—
山福茨栃群	山	—	—	—	—	—	—	—
	福	—	—	—	—	—	—	—
	茨	—	—	—	—	—	—	—
	栃群	12	—	—	—	—	—	—
埼千東神新	埼	—	—	—	14	1	2	8
	千	150	19	40	85	51	20	151
	東	26	—	7	9	2	9	53
	神新	—	—	—	—	—	—	—
富石福山長	富	—	—	—	—	—	—	—
	石	1	—	12	—	—	—	2
	福	11	—	—	—	—	—	—
	山長	—	—	—	—	—	—	—
岐静愛三滋	岐	294	52	—	87	17	1	170
	静	4	—	7	16	12	10	45
	愛	957	53	123	351	339	87	1,549
	三	144	5	13	2	42	10	73
	滋	105	21	9	26	50	1	143
京大兵奈和	京	214	91	47	38	121	65	97
	大	1,587	1,201	908	1,324	2,587	1,359	2,726
	兵	902	281	184	239	444	229	736
	奈	56	7	4	42	37	12	37
	和	108	—	2	1	27	—	3
鳥島岡広山	鳥	54	14	—	3	—	—	—
	島	1,397	—	—	—	—	—	—
	岡	181	5,129	250	981	154	420	383
	広山	135	77	6,412	495	—	2	145
徳香愛高福	島	78	—	1	2,641	—	—	—
	徳	—	—	—	—	2,312	7	—
	香	—	—	—	7	152	2,608	61
	愛高	7	—	—	23	15	16	4,189
佐長熊大宮鹿	福	6	—	5	6	20	—	17
	佐	—	—	—	—	3	—	1
	長	—	—	—	—	—	—	—
	熊大	—	—	—	—	—	—	—
児	宮	—	—	—	—	—	—	—
	鹿	—	—	—	2	—	—	—
	本	—	—	—	—	—	—	—
	分	—	—	—	—	—	—	—
崎本分崎島	崎	—	—	—	—	—	—	—
	本	—	—	—	—	—	—	—
	分	—	—	—	—	—	—	—
	崎島	—	—	—	—	—	—	—

の 県 外 就 職 状 況 (つづき)

高 知	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	宮 崎	鹿 児 島	他県から の 受 入 計 合 計
4,893	13,973	4,454	9,818	10,202	4,895	9,682	14,751	171,368
3,888	5,189	3,465	8,014	8,393	3,812	8,271	13,650	287,680
—	1	—	—	—	—	—	—	142
—	—	—	—	—	—	—	—	34
—	—	—	—	—	—	—	—	3
—	—	—	—	—	—	—	—	87
—	—	—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	—	—	129
—	—	—	1	—	—	—	—	370
—	—	—	—	8	—	2	—	1,110
—	—	—	—	4	—	—	3	393
6	46	27	8	4	—	4	25	5,355
—	8	15	—	4	3	5	15	1,409
97	412	200	213	276	82	472	597	45,885
27	353	54	52	128	21	92	129	7,952
—	—	—	—	—	—	—	—	11
—	—	—	2	—	—	—	1	623
—	10	—	11	7	9	4	5	1,478
—	160	—	13	45	—	47	175	893
—	—	—	—	—	—	—	—	488
—	—	—	—	3	5	—	6	346
65	128	84	511	1,500	93	789	1,107	6,379
19	125	33	55	44	3	231	218	3,164
688	1,550	1,377	4,992	3,078	1,940	2,555	4,898	37,860
15	13	25	15	79	32	79	295	2,654
33	79	4	23	188	103	94	193	1,620
147	200	21	114	190	30	126	209	2,994
2,013	1,991	825	1,014	1,768	890	2,596	4,179	33,823
463	450	148	367	690	283	531	690	7,355
59	79	37	85	83	43	129	284	1,250
—	15	3	3	22	7	120	75	474
—	—	—	—	—	—	—	—	110
—	—	—	6	—	—	—	—	17
161	183	220	370	113	79	46	248	3,808
—	91	23	50	102	71	82	137	1,409
—	44	1	—	—	1	6	47	178
—	—	2	—	—	—	—	—	9
70	6	—	—	—	7	7	—	310
25	2	—	—	—	24	24	4	172
1,005	—	—	—	—	—	—	—	37
—	8,784	347	98	53	86	80	43	734
—	1	989	8	—	—	15	1	25
—	—	19	1,804	2	—	—	—	21
—	—	—	1	1,809	—	23	11	37
—	42	—	—	2	1,083	110	46	200
—	—	—	—	—	—	1,411	12	12
—	—	—	2	—	—	2	1,101	4

第15表 性, 学校, 産業 (大分類) 及び

学校	性		計			
	産業	規模区分	計	500人以上	499～100人	99～30人
中学校	計		9,840	10,150	9,770	9,710
	A, B, C	農, 林, 水産業	9,890	*10,500	*7,860	*10,180
	D	鉱建業	7,980	6,700	*9,320	*7,750
	E	製造業	9,600	9,510	9,680	9,570
	F	建設業	9,840	10,050	9,780	9,770
	18	食料品製造業	9,920	10,480	9,750	10,020
	20, 21	繊維・衣服業	9,850	10,080	9,980	9,400
	26, 27	化学関係工業	10,560	11,430	10,280	10,160
	33	金属製品製造業	10,000	9,630	10,020	10,050
	35	電気機械器具製造業	9,620	9,930	9,330	9,740
	34, 36～38	各種機械器具製造業	9,740	9,800	9,670	9,820
	G	卸売業, 小売業	9,870	11,400	9,670	9,600
	H, I	金融, 保険, 不動産業	9,810	*10,520	9,680	*9,350
	J, K	運輸通信, 電気, ガス, 水道業	10,390	10,800	9,460	10,110
	L	サービス業	9,160	10,350	10,130	8,850
高等学校	計		12,800	13,440	12,570	12,450
	A, B, C	農, 林, 水産業	13,170	*12,550	13,430	*10,750
	D	鉱建業	13,190	12,690	13,360	*11,420
	E	製造業	13,010	13,440	13,120	12,570
	F	建設業	12,770	13,330	12,490	12,580
	18	食料品製造業	12,670	14,870	12,130	13,100
	20, 21	繊維・衣服業	12,170	12,490	12,070	12,030
	26, 27	化学関係工業	13,560	14,560	13,160	12,740
	33	金属製品製造業	12,780	12,630	12,980	12,560
	35	電気機械器具製造業	12,650	13,160	12,270	12,540
	34, 36～38	各種機械器具製造業	12,840	13,220	12,470	12,710
	G	卸売業, 小売業	12,260	13,350	12,090	11,990
	H, I	金融, 保険, 不動産業	14,060	14,380	13,570	13,840
	J, K	運輸通信, 電気, ガス, 水道業	12,560	12,670	12,000	12,500
	L	サービス業	12,150	12,680	12,290	11,580
短期大学	計		15,010	15,120	15,010	14,770
	A, B, C	農, 林, 水産業	*13,000	*13,000	—	—
	D	鉱建業	*14,000	*9,000	*14,670	*13,000
	E	製造業	15,130	*14,810	15,590	*13,200
	F	建設業	15,450	15,460	15,300	16,030
	G	卸売業, 小売業	14,320	14,540	14,300	13,980
	H, I	金融, 保険, 不動産業	15,310	15,380	15,180	15,260
	J, K	運輸通信, 電気, ガス, 水道業	15,000	*13,690	*15,000	*18,830
	L	サービス業	14,200	17,030	*14,070	13,930
大学	計		19,750	20,630	19,250	19,210
	A, B, C	農, 林, 水産業	18,920	*19,000	*19,000	*15,000
	D	鉱建業	20,980	20,840	*21,140	—
	E	製造業	19,250	20,280	18,940	19,410
	F	建設業	19,980	20,940	19,260	19,200
	G	卸売業, 小売業	19,460	19,530	19,570	19,270
	H, I	金融, 保険, 不動産業	20,010	20,670	19,340	19,330
	J, K	運輸通信, 電気, ガス, 水道業	19,160	19,210	18,980	19,520
	L	サービス業	18,890	21,850	17,780	18,690

注) * 印欄は対象数少なく, 誤差率が大いので取扱いに注意すること。

資料出所 第13表に同じ

事業所規模別初任給賃金

(中位数)

男				女			
計	500 以 上	499 ～ 100人	99 ～ 30人	計	500 以 上	499 ～ 100人	99 ～ 30人
9,860	9,980	9,860	9,900	9,790	10,210	9,700	9,430
10,320	*10,500	*7,540	*10,730	9,360	*10,500	*9,000	*9,330
8,910	*7,220	*10,100	*7,750	7,880	6,170	*9,000	—
9,650	9,530	9,770	9,610	8,770	*8,900	*8,830	*8,670
9,910	9,860	9,860	9,980	9,780	10,120	9,710	9,470
10,140	10,330	10,050	10,210	9,770	10,560	9,600	9,790
10,030	10,110	10,120	9,870	9,840	10,080	9,960	9,320
10,550	11,570	10,270	10,290	10,560	11,330	10,290	10,020
10,010	9,650	10,060	10,030	9,970	9,480	9,800	10,160
9,670	9,690	9,500	9,860	9,570	10,090	9,200	10,320
9,750	9,620	9,710	9,830	9,730	10,170	9,560	9,710
9,910	11,520	9,820	9,700	9,840	11,350	9,570	9,490
9,970	*8,500	*9,850	*10,500	9,740	*10,540	*9,620	*8,880
10,350	10,580	9,870	10,190	10,430	10,940	9,250	9,790
9,190	9,490	10,040	9,080	9,090	11,070	10,270	8,440
12,990	13,570	12,990	13,040	12,340	13,280	12,040	11,860
13,300	*12,750	*13,470	*10,860	12,570	*12,530	*13,170	*10,000
13,910	13,910	*14,050	*12,000	12,070	8,820	13,240	*11,130
13,310	13,780	13,320	12,910	11,540	11,620	11,790	11,000
13,250	13,650	12,910	13,200	12,060	12,560	11,860	11,780
13,030	14,610	12,530	13,350	12,200	15,030	11,580	12,400
13,040	13,230	13,030	12,900	11,740	12,100	11,650	11,580
13,820	15,040	13,320	13,170	13,180	13,980	12,860	11,650
13,210	12,850	13,320	13,160	12,030	11,650	12,160	11,950
13,090	13,510	12,590	12,930	12,020	12,230	11,550	12,160
13,340	13,560	12,960	13,370	11,960	12,330	11,680	11,740
12,920	13,240	12,910	12,820	11,660	13,380	11,480	11,250
13,840	14,450	13,340	13,450	14,120	14,360	13,700	13,970
12,800	12,790	12,800	13,100	12,160	12,470	11,210	12,060
12,490	13,110	12,450	12,260	11,780	12,490	12,020	10,590
16,030	16,460	15,930	15,710	14,550	14,790	14,380	14,300
—	—	—	—	*13,000	*13,000	—	—
—	—	—	—	*14,000	*9,000	*14,670	*13,000
16,430	*15,330	16,670	*16,670	13,070	*14,470	*13,000	*12,000
16,510	16,710	16,270	17,000	14,490	14,460	14,340	15,120
14,760	15,070	14,750	14,130	14,170	14,400	14,030	13,940
15,030	*20,600	*14,630	*14,000	15,320	15,350	15,250	*15,320
17,000	*16,140	*17,220	—	14,040	*13,480	*13,920	*18,830
15,130	*17,060	*15,000	*14,910	13,460	15,000	*13,700	*13,150
19,800	20,680	19,290	19,330	18,030	17,870	17,860	18,600
18,920	*19,000	*19,000	*15,000	—	—	—	—
20,980	20,840	*21,140	—	—	—	—	—
19,270	20,290	18,950	19,510	*16,440	*13,830	*15,000	*16,880
20,040	20,980	19,300	19,210	18,500	18,670	18,180	*18,960
19,530	19,640	19,680	19,280	17,360	17,380	17,300	*17,400
20,020	20,670	19,350	19,350	19,210	20,340	*17,000	*16,000
19,100	19,230	18,960	18,820	20,450	17,920	*19,330	*20,910
19,210	22,200	17,920	18,820	17,500	16,970	*16,570	17,950

第16表 性、学校、地域及び

学校	地域	事業所規模	性				
			合		計		
			計	500 以	人 上	499 100人	99~30人
中 学 校	全東6 道府県 その他地域	大北神愛大兵福の東関北東中四九	国都県道県府県県北東信畿国国州	9,840	10,150	9,770	19,710
			府川	10,400	11,140	10,100	0,500
			海知阪庫岡の府	10,020	10,200	9,960	9,910
			京道奈	8,570	9,400	8,770	8,180
			府川	10,100	10,360	9,980	9,970
			海知阪庫岡の府	10,080	10,310	9,880	10,100
			京道奈	10,440	10,480	10,370	10,570
			府川	9,810	10,090	9,800	9,600
			海知阪庫岡の府	8,040	8,320	7,880	7,970
			京道奈	9,360	9,810	9,420	8,940
			府川	8,100	9,290	8,470	7,580
			海知阪庫岡の府	9,410	9,510	9,510	9,210
			京道奈	9,350	10,180	9,310	8,890
			府川	9,850	10,020	9,830	9,710
			海知阪庫岡の府	9,170	9,410	9,300	8,890
			京道奈	8,900	10,000	9,140	8,280
			府川	7,790	8,630	8,360	7,310
高 等 学 校	全東6 道府県 その他地域	大北神愛大兵福の東関北東中四九	国都県道県府県県北東信畿国国州	12,800	13,440	12,570	12,450
			府川	13,480	13,990	13,170	13,390
			海知阪庫岡の府	12,970	13,470	12,820	12,580
			京道奈	11,430	12,650	11,750	10,870
			府川	13,180	13,380	12,950	13,060
			海知阪庫岡の府	13,230	13,410	13,140	13,060
			京道奈	13,410	14,000	13,200	13,190
			府川	12,920	13,570	12,810	12,520
			海知阪庫岡の府	11,600	12,510	11,100	10,820
			京道奈	11,730	12,530	11,660	11,140
			府川	10,380	11,590	10,660	9,750
			海知阪庫岡の府	12,400	12,730	12,450	11,970
			京道奈	11,220	12,220	10,960	10,910
			府川	12,590	13,000	12,400	12,620
			海知阪庫岡の府	11,440	12,480	11,370	10,730
			京道奈	10,930	13,000	11,090	10,330
			府川	9,880	10,820	9,810	9,400
短 期 大 学	全東6 道府県 その他地域	大の	都県国	15,010	15,120	15,010	14,770
			府川	15,340	15,220	15,470	15,270
			京道奈	15,050	15,120	15,130	14,500
			府川	14,390	14,930	14,200	14,240
大 学	全東6 道府県 その他地域	大の	国都県	19,750	20,630	19,250	19,210
			府川	19,670	20,350	19,390	19,400
			京道奈	20,130	20,970	19,470	19,150
			府川	19,080	20,150	18,430	18,340

注) 地域区分は次のとおりである。

東北=青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島 関東=茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉 北陸甲信=新潟・富山・石川・福井・山梨・長野
東海近畿=岐阜・静岡・三重・滋賀・京都・奈良・和歌山 中国=鳥

規模別初任給賃金（中位数）

男					女				
計	500 以	人 上	499 ～ 100人	99～30人	計	500 以	人 上	499 ～ 100人	99～30人
9,890	9,980	9,860	9,900	9,790	10,210	9,700	9,340		
10,440	10,920	10,110	10,560	10,350	11,240	10,100	10,350		
10,080	10,030	10,110	10,070	9,950	10,270	9,820	9,650		
8,410	8,630	8,550	8,240	8,770	9,520	9,080	8,110		
10,050	9,900	10,090	10,120	10,180	10,640	9,860	9,720		
10,060	10,110	9,940	10,200	10,090	10,360	9,820	9,960		
10,540	10,490	10,470	10,670	10,310	10,470	10,230	10,300		
9,790	9,740	9,860	9,730	9,820	10,200	9,750	9,480		
8,280	8,690	8,330	8,150	7,890	8,230	7,760	7,680		
9,250	9,480	9,380	9,050	9,430	9,910	9,440	8,830		
7,860	8,780	8,130	7,660	8,330	9,450	8,650	7,500		
9,410	9,380	9,460	9,380	9,400	9,570	9,550	8,990		
9,100	9,410	9,080	9,050	9,520	10,280	9,420	8,750		
9,830	9,920	9,870	9,760	9,860	10,040	9,810	9,640		
9,310	9,290	9,540	9,020	9,080	9,470	9,130	8,800		
8,630	9,380	8,840	8,330	9,150	10,150	9,270	8,220		
7,520	7,820	7,750	7,330	8,170	8,780	8,370	7,270		
13,170	13,570	12,990	13,040	12,340	13,280	12,040	11,860		
13,570	14,040	13,300	13,590	13,380	13,930	12,930	13,110		
13,290	13,600	13,190	12,990	12,540	13,240	12,330	12,160		
11,900	13,050	12,140	11,410	10,990	12,260	11,320	10,560		
13,480	13,570	13,290	13,510	12,660	12,870	12,540	12,530		
13,460	13,360	13,570	13,410	12,760	13,600	12,470	12,520		
13,590	14,210	13,390	13,370	13,170	13,730	12,820	12,930		
13,200	13,860	12,970	12,820	12,570	13,120	12,590	12,070		
12,300	12,760	11,820	11,660	10,890	12,080	12,630	10,140		
12,430	12,930	12,330	12,060	11,030	11,980	10,940	10,640		
11,400	12,410	11,960	10,680	9,820	10,950	10,180	9,380		
12,910	12,980	12,820	12,970	11,780	12,130	11,900	11,530		
11,870	12,560	11,640	11,600	10,690	11,790	10,460	10,510		
12,950	13,150	12,780	13,060	12,300	12,770	12,140	12,340		
12,360	13,100	12,320	11,770	10,530	11,820	10,310	10,230		
11,740	12,310	11,750	11,350	10,460	13,120	10,550	9,830		
11,040	12,970	11,530	10,440	9,430	10,460	9,350	8,930		
16,030	16,460	15,930	15,710	14,550	14,790	14,380	14,300		
16,770	17,230	16,800	16,000	14,800	14,860	14,730	14,860		
15,910	16,270	15,810	15,430	14,680	14,840	14,620	14,120		
15,340	15,990	15,090	15,460	13,700	14,280	13,390	13,670		
19,800	20,680	19,290	19,330	18,030	17,870	17,860	18,600		
19,700	20,400	19,420	19,410	18,460	18,240	18,320	19,200		
20,200	21,030	19,510	19,200	17,860	17,640	17,590	18,500		
19,120	20,190	18,460	18,370	17,390	17,300	17,180	17,700		

取・島根・岡山・広島・山口 四国＝徳島・香川・愛媛・高知 九
州＝佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島

資料出所 第13表に同じ

第17表 産業別死傷災害発生件数

(昭和38年1～12月)

区 分		全 労 働 者	18 才 未 満
昭 和 36 年 計	死 傷 件 数	481,686	19,434
	発 生 率	23.2	14.4
昭 和 37 年 計	死 傷 件 数	415,460	17,328
	発 生 率	19.2	12.3
昭 和 38 年 計	死 傷 件 数	397,099	18,316
	発 生 率	17.5	12.8
工 業	死 傷 件 数	160,304	13,801
	発 生 率	16.3	14.1
鉱 業	死 傷 件 数	6,595	56
	発 生 率	70.7	73.1
建 設	死 傷 件 数	124,385	1,776
	発 生 率	45.2	63.9
運 輸	死 傷 件 数	25,453	801
	発 生 率	19.0	25.6
貨 物 取 扱	死 傷 件 数	34,228	335
	発 生 率	81.5	96.0
農 林	死 傷 件 数	25,946	197
	発 生 率	65.6	56.4
そ の 他	死 傷 件 数	20,188	850
	発 生 率	2.6	2.2

注) 1) 労働基準法施行規則第57条により年末までに報告された休業8日以上
の死傷件数

2) 産業区分は労働基準法第8条による

3) 発生率 = $\frac{\text{死傷件数}}{\text{労働者数}} \times 1,000$

資料出所 労働省労働基準局

第18表 全日制および定時制高等学校課程別生徒数

(昭和35～昭和38年度)

区 分	昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭 和 38 年 度		
				計	男	女
計	3,225,945	3,106,703	3,270,384	3,885,932	2,066,888	1,819,044
{ 計	2,710,115	2,641,975	2,822,600	3,425,985	1,757,268	1,668,717
{ 全日制	515,830	464,728	447,784	459,947	309,620	150,327
{ 定時制						
普通課程	1,880,826	1,816,322	1,910,642	2,282,961	1,093,948	1,189,013
{ 計	1,624,700	1,582,634	1,681,296	2,044,114	945,984	1,098,130
{ 全日制	256,126	233,688	229,346	238,847	147,964	90,883
{ 定時制						
農業課程	215,630	193,716	193,796	211,563	165,016	46,547
{ 計	157,488	146,206	151,450	171,024	135,103	35,921
{ 全日制	58,142	47,510	42,346	40,539	29,913	10,626
{ 定時制						
水産課程	15,265	14,796	15,158	16,725	16,239	486
{ 計	14,011	13,657	14,099	15,881	15,622	259
{ 全日制	1,254	1,139	1,059	844	617	227
{ 定時制						
工業課程	323,520	339,305	381,693	474,817	469,491	5,326
{ 計	239,868	257,305	297,966	384,160	379,165	4,995
{ 全日制	83,652	8,200	83,727	90,657	90,326	331
{ 定時制						
商業課程	532,360	512,291	540,592	652,259	319,211	333,048
{ 計	461,603	448,470	479,255	588,502	278,554	309,948
{ 全日制	70,757	63,821	61,337	63,757	40,657	23,100
{ 定時制						
家庭課程	252,350	224,604	222,557	240,093	20	240,073
{ 計	206,723	188,207	192,720	214,965	0	214,965
{ 全日制	45,627	36,397	29,837	25,128	20	25,108
{ 定時制						
その他	5,994	4,787	5,944	7,514	2,963	4,551
{ 計	5,722	4,614	5,814	7,339	2,840	4,499
{ 全日制	272	173	130	175	123	52
{ 定時制						

注) 各年とも5月1日現在

資料出所 文部省「学校基本調査」

第19表 高等学校通信教育在籍者数

(昭和34～昭和38年度)

年 度	高 等 学 校		
	計	男	女
昭和34年度	61,638	41,792	19,846
35	65,414	42,961	22,453
36	72,047	45,764	26,283
37	79,612	49,168	30,444
38	95,623	54,800	40,823

資料出所 文部省「学校基本調査」

第20表 都道府県別，訓練形態別，訓練実施事業所数、

都道府県名	実 施 事 業 所 数	
	計	第 15 条
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	2,204	6
	2,138	—
	1,789	1
	1,377	3
	125	1
山形 福島 茨城 栃木 群馬	743	1
	866	4
	661	18
	255	2
	516	1
埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	881	13
	149	8
	2,338	38
	581	50
	836	6
富山 石川 福井 山梨 長野	224	4
	71	3
	171	4
	335	1
	1,199	9
岐阜 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県	256	9
	1,740	10
	1,603	26
	360	6
	111	4
東京都 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	839	8
	938	54
	62	44
	86	4
	3	3
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 徳島県	106	2
	29	3
	376	6
	483	17
	77	10
高知県 愛媛県 高松市 高松市 高松市	70	1
	67	2
	286	3
	94	2
	982	9
佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県	99	—
	656	5
	273	1
	205	2
	1,279	—
鹿児島県	230	—
	—	—
合 計	28,769	404

注）職業訓練法第15条は事業主（単独）の行なう認定職業訓練，法第16条は共同

訓練生数

(昭和38年4月30日現在)

訓 練 生 数			
第 16 条	計	第 15 条	第 16 条
2,198	2,895	455	2,440
2,138	1,957	—	1,957
1,788	3,665	72	3,593
1,374	836	94	742
124	228	48	180
742	1,395	18	1,377
862	771	124	647
643	2,657	1,828	829
253	390	266	124
515	818	19	799
868	1,512	523	989
141	676	441	235
2,300	10,192	3,380	6,812
531	4,924	4,522	402
830	1,377	206	1,171
220	419	145	274
68	349	182	167
167	504	188	316
334	472	24	448
1,190	2,618	344	2,274
247	879	330	549
1,730	1,645	592	1,053
1,577	6,792	3,741	3,051
354	911	462	449
107	265	134	131
831	1,955	774	1,181
884	7,348	3,920	3,428
18	4,838	3,603	1,235
82	247	106	141
—	163	123	40
104	284	47	237
26	313	230	83
370	1,110	701	409
466	2,390	1,390	1,000
67	764	438	326
69	133	8	125
65	395	147	248
283	384	50	334
92	254	63	191
973	1,437	747	690
99	163	—	163
651	1,069	684	385
272	437	6	431
203	456	84	372
1,279	2,663	—	2,663
230	471	—	471
28,365	76,421	31,259	45,162

職業訓練団体の行なう認定職業訓練。

資料出所 労働省職業訓練局調

第21表 産業別，訓練実施事業所数，訓練生数

区 分 産 業 別		訓 練 実 施 事 業 所						
		総数	単独	共同	規 模 別			
					1～4 人	5～14 人	15～99 人	100～ 299人
単共	独同	404 28,365	404 —	— 28,365	— 18,463	4 6,897	34 2,566	47 340
D 15	鋳造業	3	3	—	—	—	—	—
E 16	総務業	2,595	1	2,594	2,224	337	30	—
F 17	繊維業	12,339	4	12,335	9,264	2,530	493	45
G 18	食品製造業	338	4	334	96	181	57	—
H 19	化学工業	332	2	330	132	138	55	2
I 20	繊維工業	375	3	372	97	76	178	16
J 21	木材業	5,938	11	5,927	3,318	2,079	508	16
K 22	木材業	332	1	331	222	99	10	—
L 23	家具業	2,034	7	2,027	1,366	510	147	2
M 24	印刷業	1	—	1	—	—	—	—
N 25	出版業	175	7	168	7	33	114	13
O 26	化学工業	11	6	5	—	—	4	1
P 28	ゴム業	4	3	1	—	1	—	—
Q 29	皮革業	13	—	13	12	1	—	—
R 30	皮革業	144	2	142	92	45	4	1
S 31	鉄鋼業	238	35	203	19	46	113	24
T 32	非鉄金属業	43	13	30	—	13	15	2
U 33	鉄属金属業	716	23	693	231	176	218	57
V 34	機械器具業	933	95	838	109	182	416	93
W 35	電気機械器具業	164	79	85	4	10	39	24
X 36	輸送用機器業	194	81	113	3	7	57	33
Y 37	精密機器業	28	8	20	7	3	6	4
Z 38	武器製造業	—	—	—	—	—	—	—
AA 39	その他の製造業	333	—	333	306	24	2	—
AB 40	卸売業	400	—	400	292	90	18	—
AC 41	運輸業	3	2	1	—	—	—	1
AD 42	電気ガス水道業	10	10	—	—	—	—	—
AE 43	その他の産業	1,068	4	1,064	658	316	81	6
AF 44	その他の産業	5	—	5	4	—	1	—
計		28,769	404	28,365	18,463	6,897	2,566	340

資料出所 第20表に同じ

(昭和38年4月30日現在)

		訓 練 生 数								
		総数	単独	共同	規 模 別					
800~500人 499人	以下				1~4人	5~14人	15~99人	100~299人	300~499人	500人以上
52	267	31,259	31,259	—	—	19	823	1,083	1,920	27,414
53	46	45,162	—	45,162	15,926	14,664	9,139	3,360	991	1,082
—	—	69	69	—	—	—	—	—	—	—
—	3	2,564	59	2,505	1,555	805	113	—	—	32
3	—	15,567	158	15,409	8,552	4,925	1,532	383	17	—
—	—	986	312	674	102	352	220	—	—	—
2	1	371	40	331	62	126	85	25	10	23
3	2	850	113	737	96	130	346	139	10	16
5	1	12,132	328	11,804	3,106	5,486	2,603	177	423	9
—	—	553	23	530	268	217	45	—	—	—
1	1	2,608	96	2,512	994	979	495	20	—	24
—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	611	186	425	9	47	294	74	1	—
—	—	410	378	32	—	—	19	13	—	—
—	—	65	65	—	—	—	—	—	—	—
—	—	18	—	18	17	1	—	—	—	—
—	—	185	50	135	48	74	13	—	—	—
—	1	3,504	2,773	731	19	60	253	320	—	79
—	—	675	598	77	—	12	58	7	—	—
7	4	3,157	908	2,249	202	284	897	588	201	77
19	19	9,168	5,968	3,200	79	228	1,362	857	190	484
3	5	7,262	6,997	265	—	24	77	70	10	84
7	6	9,763	8,708	1,055	1	15	275	485	50	229
—	—	594	521	73	—	1	20	52	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	271	—	271	181	46	4	—	40	—
—	—	491	—	491	216	201	74	—	—	—
—	—	81	79	2	—	—	—	2	—	—
—	—	2,766	2,763	3	—	—	3	—	—	—
1	2	690	67	1,623	418	651	342	148	39	25
—	—	10	—	10	1	—	9	—	—	—
53	46	76,421	31,259	45,162	15,926	14,664	9,139	3,360	991	1,082

第22表 地域及び業種別、実施区分別一せい週休制実施状況

実施区分別 地域・業種別		計		
		団 体 数	事業場数	労働者数
計		15,374	657,125 (1,218,740)	2,323,959
地 域 別		5,504	319,018 (682,346)	1,049,536
業 種 別	業 種 別 計	9,870	338,107 (536,394)	1,274,423
	卸 売 業	725	23,795 (29,189)	164,301
	小 売 業	4,111	107,859 (218,148)	334,397
	理 美 容 業	1,552	88,029 (130,540)	214,457
	料 理 飲 食 旅 館 業	895	32,143 (44,343)	105,682
	ク リ ー ニ ン グ 業	707	25,261 (32,256)	85,171
	接 客 娯 楽 業	398	5,966 (7,589)	45,956
	そ の 他	1,482	55,054 (74,329)	324,459

実施区分別 地域・業種別		月 2 回 一 せ い 他 は 交 替		
		団 体 数	事業場数	労働者数
計		5,371	245,875 (508,771)	884,538
地 域 別		2,310	153,975 (349,950)	500,228
業 種 別	業 種 別 計	3,061	91,900 (158,821)	384,310
	卸 売 業	190	4,333 (6,257)	19,948
	小 売 業	1,641	44,880 (93,614)	140,087
	理 美 容 業	5	126 (160)	208
	料 理 飲 食 旅 館 業	400	14,516 (18,726)	49,720
	ク リ ー ニ ン グ 業	60	1,504 (2,074)	6,197
	接 客 娯 楽 業	180	2,225 (3,530)	16,793
	そ の 他	585	24,316 (34,460)	151,357

注) 1. 「月3回一せい他は交替」とは、1カ月のうち3回は、特定地域又は同業
え、4週4日の休日確保する方法である。(「月2回一せい他は交換」、
2. 事業場数欄の()内は雇用労働者のない事業場を含めた数である。

(昭和39年1月1日現在)

完 全 一 せ い 週 休			月 3 回 一 せ い 他 は 交 替		
団 体 数	事業場数	労働者数	団 体 数	事業場数	労働者数
4,470	203,855 (301,521)	755,814	2,911	114,359 (214,503)	367,578
533	28,343 (50,890)	105,987	1,258	74,841 (139,841)	247,970
3,937	175,512 (250,631)	649,827	1,653	39,518 (74,662)	119,608
415	16,659 (17,906)	133,772	79	1,847 (2,935)	7,601
720	23,516 (42,378)	81,947	1,129	25,360 (53,953)	69,146
1,540	87,636 (130,020)	213,431	7	267 (360)	818
52	2,044 (3,305)	5,149	117	3,852 (6,157)	11,202
601	23,239 (29,341)	77,340	42	504 (806)	1,608
44	374 (449)	3,343	72	946 (1,036)	5,007
565	22,044 (27,232)	134,845	207	6,742 (9,415)	24,226

月 1 回 一 せ い 他 は 交 替		
団 体 数	事業場数	労働者数
2,622	93,036 (193,945)	316,029
1,403	61,859 (141,665)	195,351
1,219	31,177 (52,280)	120,678
41	956 (2,091)	2,980
621	14,103 (28,203)	43,217
—	—	—
326	11,731 (16,155)	39,611
4	14 (35)	26
102	2,421 (2,574)	20,813
125	1,952 (3,222)	14,031

団体の全事業場が、特定日に一せいに休店し、そのほかに交替で労働者に休日を与
「月1回一せい他は交換」も同様である。）

資料出所 労働省労働基準局調

第23表 都道府県別、閉店時刻別、一せい閉店制実施状況

区 分	計		18 時 以 前		18時01～
	事業場数	労働者数	事業場数	労働者数	事業場数
北海道	9,919(11,940)	30,773	85(87)	369	486(547)
青森	2,940(6,612)	11,914	—	—	—
岩手	4,783(10,535)	14,425	—	—	31(253)
宮城	4,654(9,506)	15,936	93(106)	621	—
秋田	4,431(13,878)	23,265	—	—	30(38)
山形	3,231(7,322)	10,752	1,194(1,393)	3,855	15(42)
福島	5,242(13,330)	18,521	833(1,965)	4,034	267(1,084)
茨城	7,082(20,537)	24,207	14(39)	21	347(1,028)
栃木	5,583(19,156)	30,961	—	—	—
群馬	7,100(15,911)	23,509	—	—	114(480)
埼玉県	8,221(24,400)	27,445	—	—	—
千葉県	13,381(28,638)	58,070	—	—	—
東京都	43,478(65,556)	175,925	4,798(4,469)	22,342	1,222(1,875)
神奈川県	14,442(24,265)	51,673	10(55)	140	633(678)
新潟県	7,122(17,041)	22,306	—	—	941(264)
富山県	3,343(7,897)	9,894	—	—	—
石川県	4,950(8,292)	14,949	—	—	—
福井県	1,698(4,236)	6,808	—	—	108(137)
山梨県	3,640(8,095)	9,708	—	—	—
長野県	4,979(14,464)	23,720	—	—	124(307)
岐阜県	3,687(7,309)	12,143	800(880)	4,000	—
静岡県	5,764(16,232)	23,356	—	—	—
愛知県	9,704(13,749)	30,432	1,720(2,166)	11,423	2,411(3,142)
三重県	3,526(7,467)	11,996	462(546)	690	1,430(2,470)
滋賀県	1,847(4,424)	6,811	—	—	48(101)
京都府	3,193(7,024)	7,818	—	—	106(149)
大阪府	21,574(34,657)	69,494	5,022(6,237)	16,422	7,629(3,535)
兵庫県	6,235(14,387)	15,823	375(493)	1,469	275(448)
奈良県	1,819(5,687)	3,434	—	—	—
和歌山県	3,589(9,251)	8,908	575(1,537)	1,225	582(931)
鳥取県	1,794(5,128)	7,663	63(317)	223	52(437)
島根県	3,617(6,319)	13,552	—	—	—
岡山県	3,499(8,994)	12,278	—	—	—
広島県	10,232(26,840)	37,851	—	—	40(146)
山口県	6,636(17,146)	26,451	—	—	668(840)
徳島県	2,156(6,764)	7,907	—	—	—
香川県	2,438(17,609)	7,160	—	—	—
愛媛県	4,994(11,524)	13,520	—	—	—
高知県	1,670(5,110)	4,611	—	—	—
福岡県	9,490(18,117)	31,937	—	—	—
佐賀県	5,108(12,628)	25,015	—	—	—
長崎県	2,777(5,589)	12,081	—	—	—
熊本県	6,236(13,188)	22,947	—	—	—
大分県	2,438(4,062)	10,734	—	—	—
宮崎県	5,850(10,730)	31,036	—	—	48(460)
鹿児島県	9,274(21,327)	33,198	—	—	—
計	299,366(643,473)	1,092,917	16,044(20,290)	66,834	17,607(29,392)

注) 事業場数欄の () 内は雇用労働者のない事業場を含めた数である。

(昭和39年1月1日現在)

19時00	19時01 ~ 20時00		20時01 ~ 21時00	
労働者数	事業場数	労働者数	事業場数	労働者数
2,147	5,838(6,794)	17,685	3,510(4,512)	10,572
—	—	—	2,940(6,612)	11,914
48	2,990(6,684)	10,560	1,762(3,598)	3,817
—	1,925(4,282)	4,631	2,636(5,118)	10,684
78	62(102)	190	4,339(13,738)	22,997
17	520(1,417)	2,906	1,502(4,470)	3,974
442	431(1,379)	1,325	3,711(8,902)	12,720
1,686	5,178(13,929)	18,238	1,543(5,541)	4,262
—	1,392(4,360)	3,825	4,191(14,796)	27,136
879	3,182(7,361)	10,011	3,804(8,070)	12,619
—	2,186(6,737)	7,973	6,035(17,663)	19,472
—	—	—	13,381(28,634)	58,070
3,036	8,154(13,353)	34,821	29,304(45,859)	115,726
2,108	1,866(2,340)	3,550	11,933(21,192)	45,875
185	448(831)	1,165	5,733(15,946)	20,956
—	—	—	3,343(7,897)	9,894
—	—	—	4,950(8,292)	14,949
270	—	—	1,590(4,099)	6,538
—	—	—	3,640(8,095)	9,708
227	2,186(6,087)	14,142	2,669(8,070)	9,351
—	14(30)	20	2,873(6,399)	8,123
—	514(900)	4,234	5,250(15,322)	19,122
5,402	3,429(4,407)	7,876	2,144(4,034)	5,731
4,480	145(401)	150	1,489(4,050)	6,676
110	299(662)	798	1,500(3,661)	5,903
450	95(140)	240	2,992(6,735)	7,128
28,383	5,402(8,230)	13,638	3,521(6,655)	11,051
420	3,808(5,890)	9,561	1,777(7,556)	4,373
—	110(195)	184	1,709(5,492)	3,250
1,777	355(707)	667	2,077(6,076)	5,239
167	—	—	1,679(4,974)	7,273
—	—	—	3,617(6,319)	13,552
—	225(1,025)	525	3,274(7,969)	11,753
78	238(947)	664	9,954(25,747)	37,109
1,851	60(101)	445	5,908(16,205)	24,155
—	80(440)	399	2,076(6,324)	7,508
—	—	—	2,438(17,609)	7,160
—	—	—	4,994(11,524)	13,520
—	—	—	1,670(5,110)	4,611
—	200(340)	980	9,290(17,777)	30,957
—	—	—	5,108(12,628)	25,015
—	34(119)	73	2,743(5,470)	12,008
—	510(1,313)	2,500	5,726(11,875)	20,447
—	—	—	2,438(4,062)	10,734
477	595(1,531)	2,229	5,207(3,739)	28,330
—	4(24)	9	9,270(21,303)	33,189
54,718	52,475(103,058)	176,214	213,240(490,733)	795,151

資料出所 労働省労働基準局調

第24表 現在の仕事のやりがい

区 分		やりがいのある 仕事だと思っ ている	やりがいのない 仕事だと思っ ている	どちらともい えない、わか らない
総 合		43.9%	17.5	38.6
年 令 別	15. 16 才	48.6	17.5	33.9
	17 才	43.1	12.0	44.9
	18. 19 才	37.0	24.6	38.4
勤 続 年 数 別	6 カ 月 以 内	50.0	13.9	36.1
	1 年 以 内	48.6	18.3	33.1
	1年 6ヵ月以内	35.7	9.5	54.8
	2 年 以 内	39.5	19.8	40.7
	3 年 以 内	35.3	17.0	47.7
産 業 分 類 別	卸 売	43.7	17.2	39.1
	小 売	55.1	17.4	27.5
	製 造	37.7	19.5	42.8
	サ ー ビ ス	63.2	10.5	26.3
	そ の 他	61.4	10.0	28.6
規 模 別	4 人 以 下	52.5	11.9	35.6
	5 ～ 9 人	60.5	7.0	32.5
	10 ～ 29 人	55.3	14.7	30.0
	30 ～ 49 人	26.4	22.2	51.4
	50 ～ 99 人	27.4	30.2	42.4
	100 ～ 299 人	44.1	15.1	40.8

資料出所 「年少労働者の生活と意識に関する調査」

労働省婦人少年局 内閣総理大臣官房広報室

注) 当該調査は東京都区部、従業員300人未満の中小規模事業所に雇用されて
いる年少者(中卒後3年未満の者)を対象としたもの。

第25表 一番楽しみにしていること、一番生きがいを感じる時

(M・A)

区 分	仕 事	ス ポ ーツ	越 味 遊	テ レ ビ 新	聞 画 、 読 書	映 画 、 休 浴	な ど 入 浴	飲 食	家 族 、 友 人	の 会 合 と	給 料 日	休 日	そ の 他	な 答 え な い
綜 合	14.8	31.7		10.8	10.4	1.8	19.1	9.2	22.3	30.3	9.9			
産 業 分 類 別	卸 小 製 サ ー ビ ス そ の 他	4.7 10.1 14.3 22.4 24.3	37.5 33.3 33.0 18.4 28.6		12.5 8.7 10.5 11.8 12.9	9.4 11.6 9.8 17.1 7.1	1.6 — 2.1 1.3 1.4	12.5 26.1 18.4 25.0 17.2	10.9 7.2 9.5 7.9 8.6	12.5 21.7 21.4 34.2 25.7	34.4 26.1 30.0 28.9 34.3	7.8 13.0 11.4 3.9 2.9		
規 模 別	4人以下 5～9人 10～29人 30～49人 50～99人 100～299人	22.0 16.7 20.7 11.1 11.2 12.5	13.6 29.8 28.0 36.1 29.6 38.9		10.2 14.9 8.7 5.6 12.8 10.6	11.9 14.0 10.7 2.8 5.0 14.0	— 2.6 3.3 1.4 1.7 1.1	25.4 17.5 16.0 20.8 17.3 20.8	— 9.6 14.0 15.3 5.6 9.1	25.4 35.1 30.7 30.7 17.9 14.3	27.1 30.7 28.0 41.7 27.9 30.6	8.5 7.9 5.3 4.2 19.0 9.1		

資料出所 第24表に同じ

第26表 将来の生活についての希望・目標 (MA)

区 分	技術を身に つける	腕をみがく こと	独立して 事業をす る	良い職場 に移る (転職)	その他、 職業に 関する 知識、 進	勉学、 教養	趣味、 娯楽	恋愛、 結婚	婚姻、 家庭	貯金、 家、 自 動 車 を 買 い 文 化 生 活	親(兄弟)	孝行	その他	答えな い
綜 合	30.9	26.8	7.3	5.7	4.8	2.5	7.7	9.5	10.0	4.6	25.0			
住 居	住 宅 自 有率	31.9 32.1 29.4	35.7 25.4 12.2	4.3 13.9 5.1	3.0 7.9 8.6	3.5 6.0 5.6	1.1 4.8 2.5	4.9 6.0 14.2	9.2 9.9 9.1	10.3 10.7 8.6	4.3 4.8 5.6	27.8 18.7 28.4		
産業分類別	卸小 製サ ービ スの 他	21.9 14.5 31.8 30.3 48.6	21.9 40.6 23.0 43.4 30.0	7.8 4.3 8.4 6.6 1.4	1.6 4.3 7.1 1.3 4.3	12.5 1.4 4.3 2.6 7.1	1.6 2.9 2.9 — 2.9	4.7 8.7 7.5 7.9 11.4	14.1 5.8 9.1 10.5 11.4	9.4 4.3 11.6 3.9 10.0	7.8 7.2 4.3 1.3 5.7	21.9 27.5 25.4 27.6 20.0		
規模別	4人以下 5～9人 10～29人 30～49人 50～99人 100～299人	27.1 42.1 23.3 11.1 30.7 36.6	39.0 39.5 38.7 23.6 16.8 19.6	6.8 7.0 3.3 4.2 14.5 5.7	6.8 0.9 3.3 1.4 8.4 8.3	5.1 5.3 5.3 5.6 1.1 6.4	5.1 — 1.3 1.4 3.4 3.4	6.8 8.8 8.7 2.8 6.7 9.1	1.7 9.6 13.3 12.5 4.5 11.7	6.8 12.3 10.7 8.3 3.9 14.0	1.7 4.4 6.0 2.8 5.0 4.9	25.4 14.9 26.0 50.0 28.5 19.6		

資料出所 第24表に同じ

付録 勤 労 青 少 年 ホ ー ム

設置 年度	名 称	所 在 地
昭 38	札幌市勤労青少年ホーム	札幌市南 4条東4丁目
" 39	八戸市 "	八戸市沼館
" 36	仙台市 "	仙台市東 2番町
" 39	秋田県能代 "	能代市能代町出戸沼
" 39	平市 "	平市大字谷川瀬39町
" 37	川口市 "	川口市本町
" 37	千葉県 "	千葉市都町
" 39	長岡市 "	長岡市今朝白町
" 38	富山市 "	富山市牛島町 2 番
" 39	小松市立	小松市御宮町
" 39	福井市 "	福井市左内町
" 37	羽島市 "	羽島市竹鼻町
" 38	浜松市立	浜松市亀山町
" 32	愛知県 "	名古屋市西区天神山町
" 38	三重県 "	松阪市殿町
" 36	京都市西陣	京都市北区紫野北船岡山公園
" 34	大阪府立	大阪市東区石町
" 35	大阪市立	大阪市東区安土町
" 39	姫路市 "	姫路市西延末字平柄山
" 39	新居浜市 "	新居浜市金子甲
" 37	北九州市小倉 "	北九州市小倉区田町
" 35	北九州市八幡	北九州市八幡区油田町

注) 各施設の設備内容は、設置基準に定められているホール、講習室、図書室、室、音楽室、趣味室(和室)或いは軽飲食コーナー等が設けられている。

設 置 一 覧

(昭和39年10月1日現在)

構 造 規 模			健 築 費
構 造	建築面積	建築延面積	総 額
	m ²	m ²	千円
鉄筋コンクリート 2階建	372	770	29,882
" 2階建	413	653	24,640
" 4階建	224	898	28,670
ブロック平家建	446	446	7,895
鉄筋コンクリート 2階建	280	670	20,000
" 2階建	722	1,428	4,500
" 2階建	273	708	18,958
" 2階建	365	730	27,553
" 2階建	372	666	22,000
" 3階建	345	710	26,000
" 3階建	217	678	23,380
" 2階建	572	664	18,840
" 3階建	367	989	32,307
" 4階建	608	1,163	29,977
" 2階建	570	672	23,239
" 2階建	812	1,116	41,000
" 3階建	484	1,236	31,170
" 4階建	319	1,101	31,490
" 2階建	387	656	26,645
" 2階建	450	650	21,700
" 2階建	513	740	18,347
" 2階建	537	819	14,580

集会室, 娯楽室, 休養室, 相談室, 浴室又はシャワー設備のほか, 施設により体育

昭和39年12月 1 日 印 刷

昭和39年12月 1 日 発 行

年少労働の現状

東京都千代田区大手町1の7

発 行 所 労働省婦人少年局

東京都板橋区板橋町2-3-20号

印 刷 所 信陽堂印刷株式会社

GAa1/1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00734704